



品川区一般廃棄物処理基本計画(第四次)



令和5年3月

はじめに

平成 12（2000）年4月の清掃事業移管以降、品川区では地域特性を活かした様々な取り組みを積極的に実施してきました。平成 17（2005）年から区内全域で開始した 23 区初となるごみの各戸収集もその一つで、現在も継続実施しております。

また、平成 20（2008）年からプラスチック製容器包装等の回収、平成 25（2013）年は小型家電の回収を実施し、平成 30（2018）年には「雑がみ回収大作戦」と称し、回収に取り組む集団回収団体へ協力金支給を行いました。そして直近では令和4（2022）年 10 月、再利用可能な粗大ごみの情報をインターネット上に掲載して、引き取り希望者を募る粗大ごみのリユース事業を開始するなど、3R を着実に浸透させることで、循環型社会の実現に取り組んでおります。

この間、日本・世界を取り巻く環境問題の状況は大きく変化しており、中でもプラスチック削減は大きな課題です。各国の有害廃棄物輸入規制強化等を背景とし、国内ではプラスチックの資源循環促進の必要性がさらに高まりました。国は令和4（2022）年4月に「プラスチック資源循環促進法」を施行し、プラスチック製品の設計から排出・回収・リサイクルに至るまで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体が、プラスチックの資源循環を促進するという措置です。また、プラスチックに限らず、カーボンニュートラル、SDGs の実現、食品ロス削減など、環境問題は日々目まぐるしく動いております。

こうした状況の変化等に対応するため、今回、品川区一般廃棄物処理基本計画を改定いたします。本計画では基本方針として「1. ごみの発生抑制の推進」「2. リサイクルの推進」「3. 事業系ごみの削減の推進」「4. ごみの適正処理の推進」の4本の柱を掲げております。「ごみ減量・資源増加」に重点を置き、目標達成に向けて着実な推進を図ることで、プラスチック削減をはじめとした資源循環型社会を実現してまいります。

近年、品川区では新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を見極め、区内の公衆衛生に影響を及ぼさないよう廃棄物行政を進めてまいりました。今後も同様の不測の事態が発生しても、本計画を元に柔軟に対応するとともに質の高い循環型社会の形成を目指し、廃棄物の発生抑制、再使用・再生利用と廃棄物の適正処理を更に推進します。区民・事業者の皆様には、引き続きご理解とご協力をお願ひいたします。

本計画の策定にあたりまして、パブリックコメント等を通じてご意見をいただきました区民の皆様に改めてお礼申し上げます。



品川区長 森澤 恭子

目次

第1章 計画の概要策定の背景	1
1.1 廃棄物・環境を取り巻く動向	1
持続可能な開発目標（SDGs）	1
1.2 計画の位置付け	3
1.3 対象となる廃棄物	3
1.4 計画期間	4
第2章 現状と課題	5
2.1 地域特性	5
2.2 資源・ごみの処理フロー／各清掃施設	8
2.3 資源・ごみ量の推移	13
2.4 資源・ごみ量の将来推計	14
2.5 前回計画（第三次）の達成度	15
2.6 清掃事業に関わるコスト	16
2.7 課題	17
2.8 コラム	21
第3章 ごみ処理基本計画	25
3.1 基本理念	25
3.2 基本方針	25
3.3 施策の体系	26
3.4 数値目標	28
3.5 目標達成に向けた取り組み	29
3.6 進行管理 PDCA サイクル	70
第4章 生活排水処理基本計画	71
4.1 現状	71
4.2 基本計画	73
第5章 その他	74
5.1 災害廃棄物処理	74
資料編	75
資料1 用語集	75
資料2 組成調査結果	79

第1章 計画の概要策定の背景

1.1 廃棄物・環境を取り巻く動向

(1) 世界の動向

＜SDGs＞

平成 27（2015）年に持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」を中心とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が国連において全会一致で採択されました。天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する、持続可能（サスティナブル）な循環型社会や低炭素社会の形成に向けた取り組みが進められています。



ゴール 12「持続可能な生産消費形態を確保する」のターゲット 12.3 では、「令和 12(2030) 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品の廃棄を半減させる」、また、ターゲット 12.5 では、「令和 12 (2030) 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用および再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」、さらに、ゴール 14「持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」のターゲット 14.1 では、「令和 7 (2025) 年までに、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」としています。

＜プラスチック輸出入の規制強化＞

日本をはじめ先進国で発生した廃プラスチックの一部は資源物として国外へ輸出されていました。これらの多くを輸入していた中国が、国内環境保全の観点から、平成 30 (2018) 年より使用済み廃プラスチックの輸入規制を強化しました。これにより行き場を失った廃プラスチックは東南アジアへと向かいましたが、他国でも次々と輸入基準が厳格化されました。

令和元 (2019) 年に開催された第 14 回バーゼル条約締約国会議 (COP14) において、リサイクルに適したきれいなプラスチックごみの範囲をより明確にした条約附属書改正が決議され、プラスチック廃棄物の輸出入規制が強化されました。

＜気候変動問題＞

平成 27（2015）年 12 月、フランスのパリで開催された第 21 回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）においては、令和 2 年（2020）年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べ 2℃より十分低く保ち 1.5℃に抑える努力をするなどのパリ協定が採択されました。

（2）国の動向

＜循環型社会の構築＞

平成 30（2018）年 6 月に循環型社会の形成に向けて、「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環③適正処理の推進と環境再生④災害廃棄物処理体制の構築など、その実現に向けて概ね令和 7（2025）年までに国が講すべき施策を示しています。

＜食品ロス削減推進法＞

「食品ロスの削減の推進に関する法律」が、令和元（2019）年 10 月に施行されました。食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにし、食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定め、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。

＜プラスチック資源循環促進法＞

令和 3（2021）年 6 月に「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」が公布され、令和 4（2022）年 4 月 1 日から施行されました。この法律は、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組みを促進するための措置を講じようとするものです。

（3）東京都の動向

東京都は、令和元（2019）年 12 月に、平均気温の上昇を 1.5℃に抑えることを追求し、2050 年に CO₂ 排出実質ゼロに貢献するためのビジョンと具体的な取り組み、ロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。併せて、重点的対策が必要な 3 つの分野について、より詳細な取り組み内容等を記した「東京都気候変動適応方針」、「プラスチック削減プログラム」、「ZEV 普及プログラム」を策定しました。

令和 3（2021）年 9 月には都全域を対象とした「東京都資源循環・廃棄物処理計画（令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度）」を策定しました。この計画において、資源ロスのさらなる削減、廃棄物の循環利用のさらなる促進、廃棄物処理システムのさらなる強化などを主要な施策としています。

1.2 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。) 第6条第1項の規定に基づき、長期的・総合的視点に立って品川区のごみ・生活排水処理の推進を図るものであり、上位計画である品川区基本構想・品川区長期基本計画、品川区環境基本計画で掲げているごみ処理行政分野における計画事項を具体化するための施策方針を示すものです。

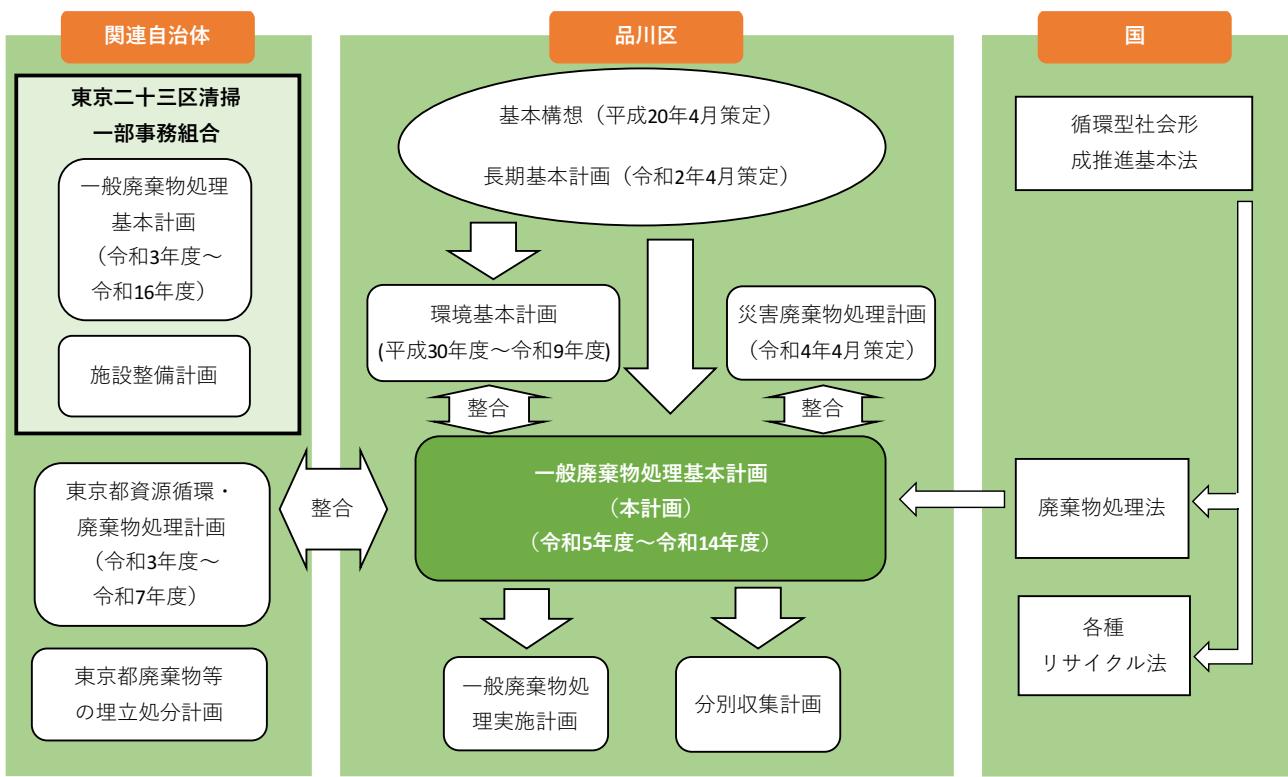


図1－1 計画の位置付け

1.3 対象となる廃棄物

対象とする廃棄物は、区内で発生する「一般廃棄物」と「あわせ産廃」とします。

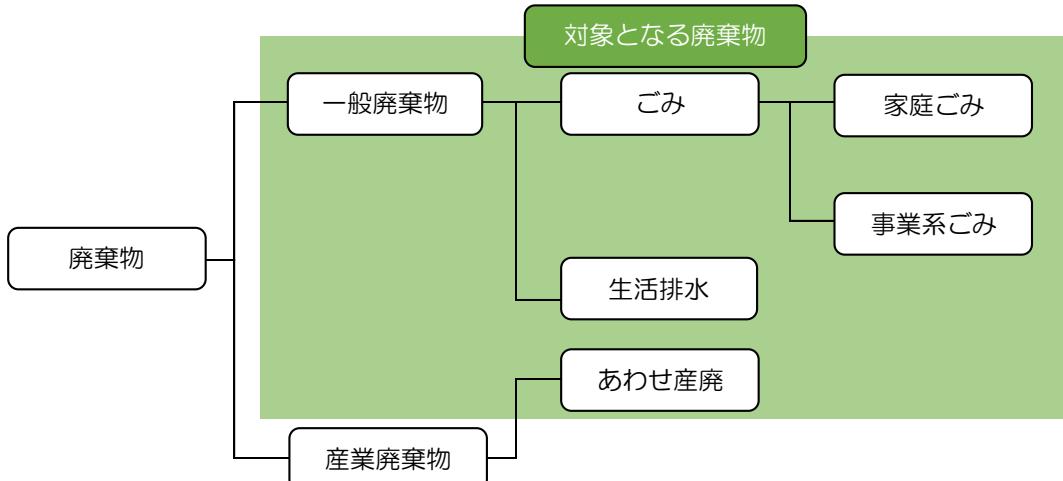


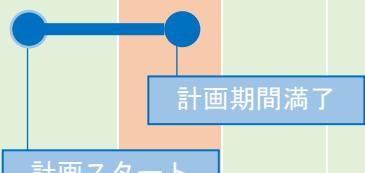
図1－2 対象となる廃棄物

1.4 計画期間

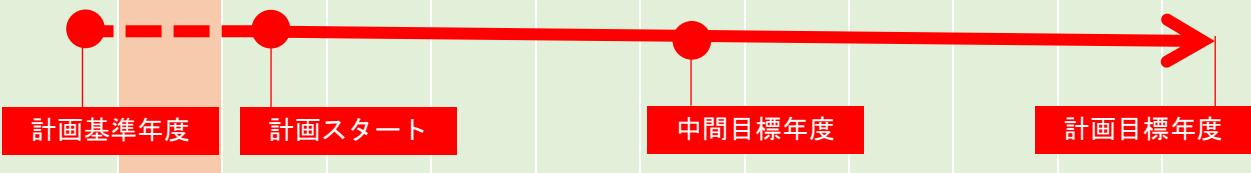
令和5（2023）年度を計画初年度とし、令和 14（2032）年度を計画目標年度とする10年間の計画とします。

H25～R3 (2012～ 2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
---------------------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

一般廃棄物処理基本計画（第三次）(H25～R4)



品川区一般廃棄物処理基本計画（第四次）(R5～R14)



品川区長期基本計画 (R2～R11)



品川区環境基本計画 (H30～R9)



図 1－3 計画期間および目標年度

第2章 現状と課題

2.1 地域特性

(1) 人口等の状況

総人口は、増加傾向で推移しており、平成24(2012)年度から38,278人増加し令和3(2021)年で404,798人となっています。

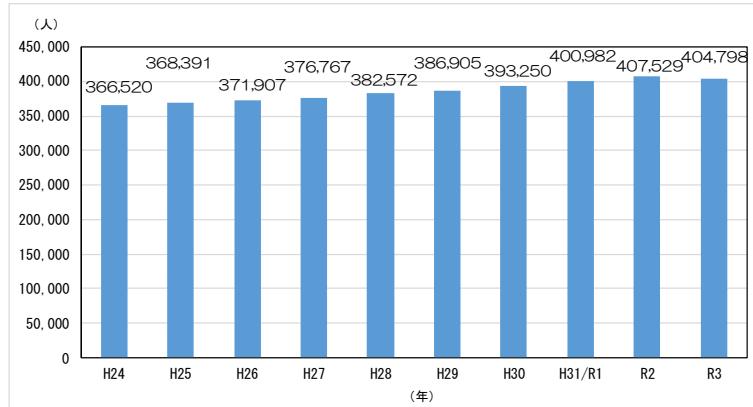


図2-1 人口の推移

世帯数は増加傾向で推移しており、令和2(2020)年度で237,447世帯となっています。家族人数別にみても平成22(2010)年以降は、全ての家族人数の世帯で増加となっています。特に1人世帯は大幅に伸びています。

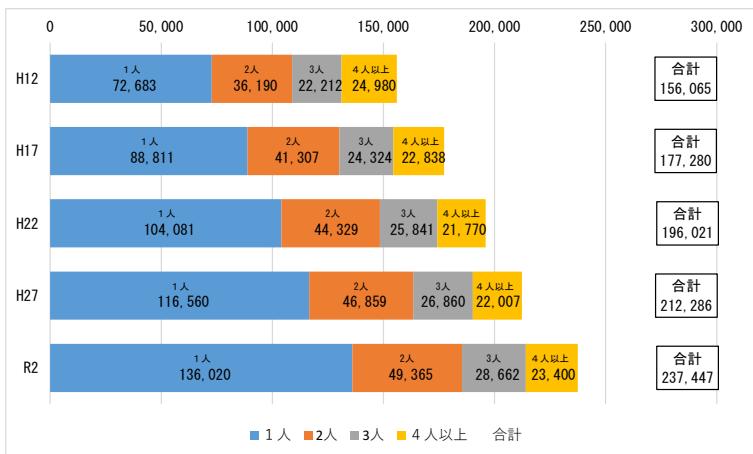


図2-2 世帯数の推移

高齢者人口(65歳以上)は、増加傾向で推移していましたが、令和3(2021)年度は前年度から減少し、81,993人となっています。また、高齢者人口の割合は、概ね横ばいで推移しており平成28(2016)年度の21.10%がピークで令和3(2021)年度は20.26%となっています。

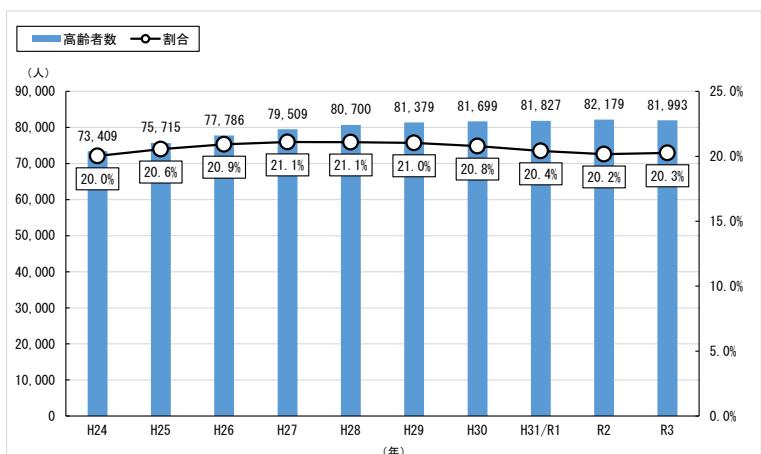


図2-3 高齢者人口の推移

転入人口は、各年において多少の増減はあるものの、増加傾向で推移していました。令和2(2020)年度からは2年連続の減少となり、令和3(2021)年度は30,724人となっています。

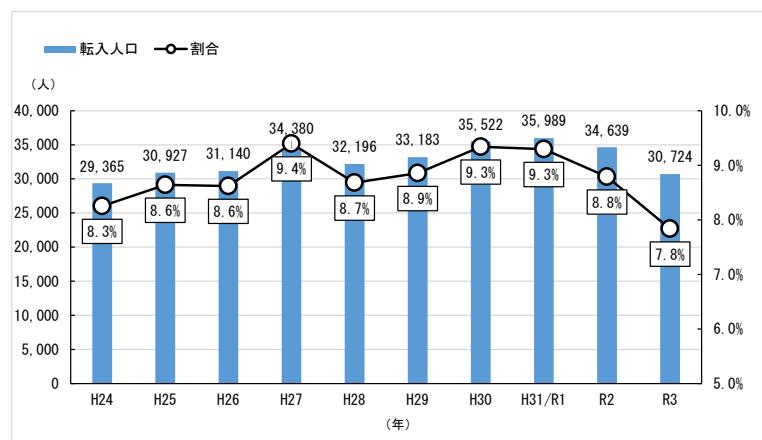


図2-4 転入人口の推移

外国人人口は、増加傾向で推移していましたが、令和元(2019)年度の13,788人をピークに減少し、令和3年度は12,758人となっています。

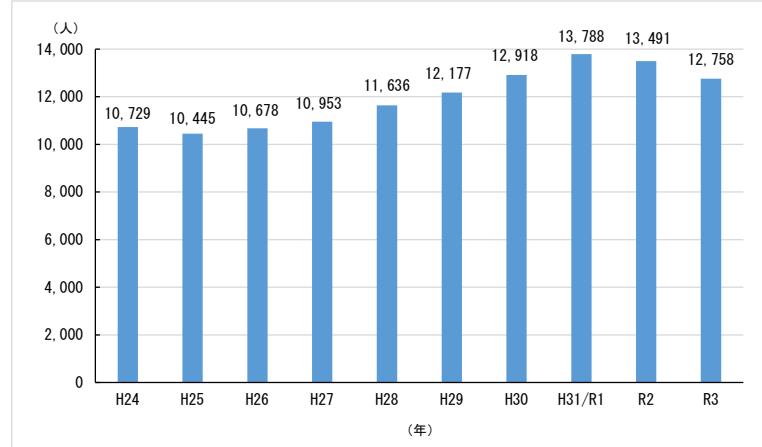


図2-5 外国人人口の推移

(2) 住居形態

住居形態は、一戸建ては概ね横ばい傾向で推移しており、令和2(2020)年度で42,473世帯となっています。集合住宅は増加傾向で推移し、令和2(2020)年度は191,029世帯で品川区の世帯の約8割を占めています。

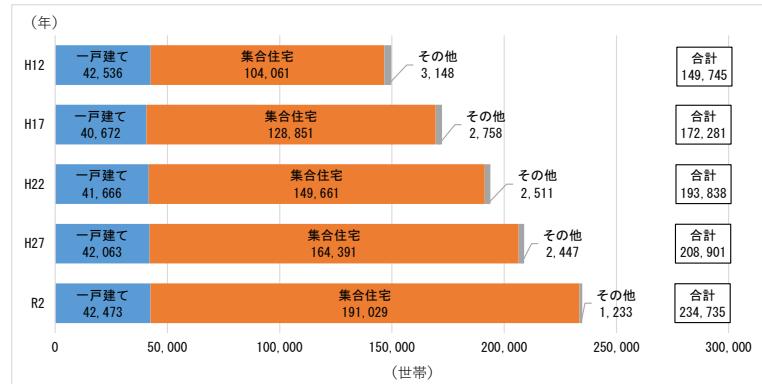


図2-6 住居形態の推移

(3) 事業所の状況

業種別の事業所数は、「卸売業・小売業」が最も多い、次いで「宿泊業・飲食サービス業」、「不動産業・物品賃貸業」となっており、この3業種で概ね5割を占めています。

また、従業者数別の事業所数は、「1～4人」が最も多く5割を超えています。

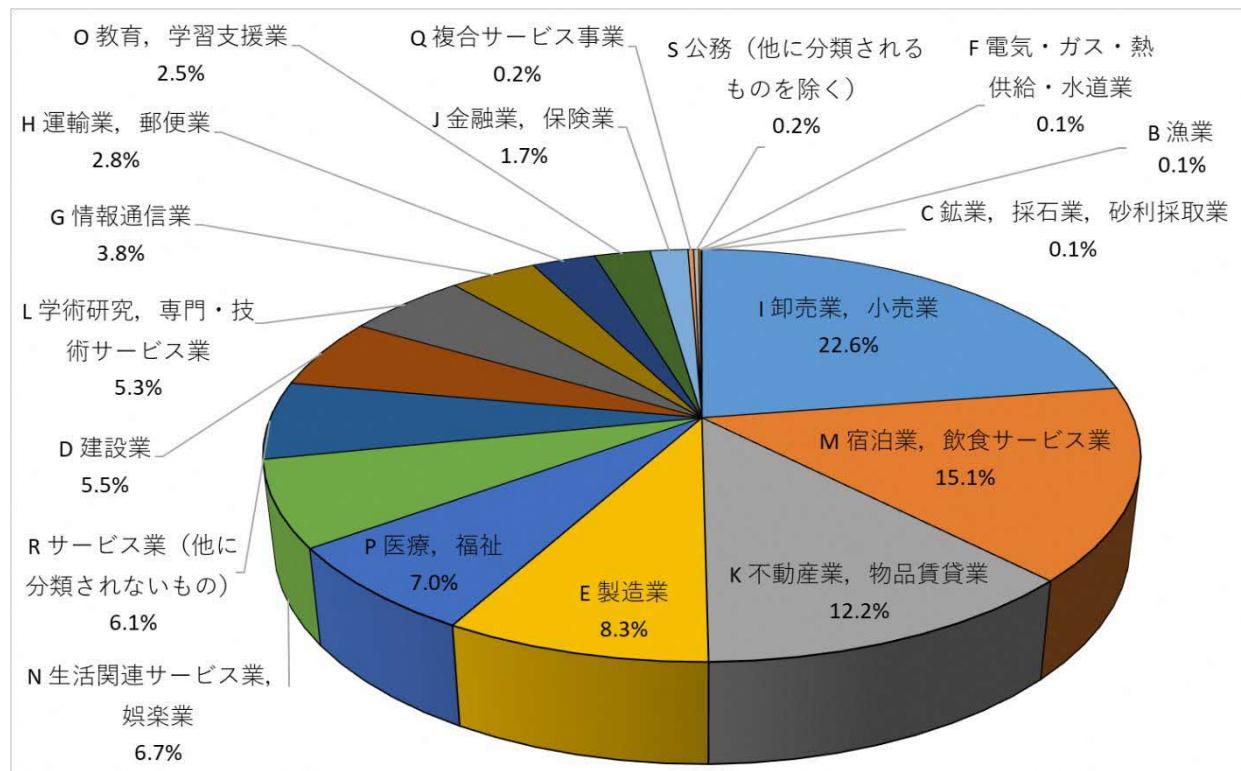


図2-7 業種別の事業所の割合

(出典：令和元年経済センサス 基礎調査 総務省統計局)

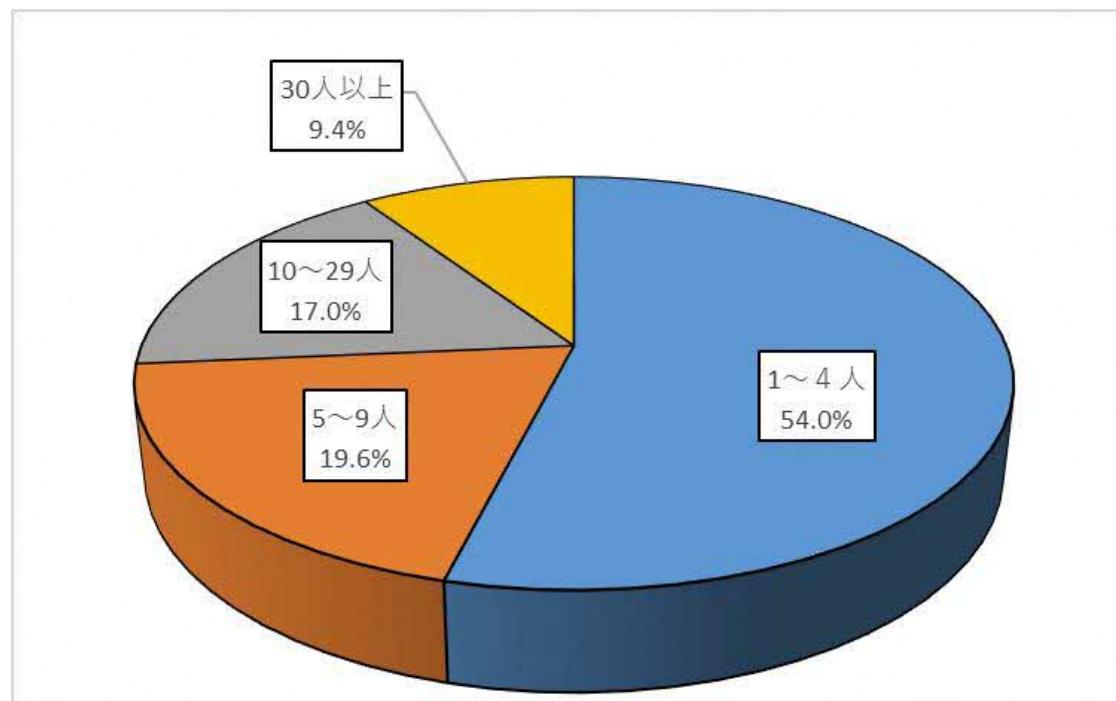


図2-8 従業者数別の事業所の割合

(出典：令和元年経済センサス 基礎調査 総務省統計局)

2.2 資源・ごみの処理フロー／各清掃施設

(1) 資源の処理フロー

資源の処理フローは図2-9に示すとおりです。

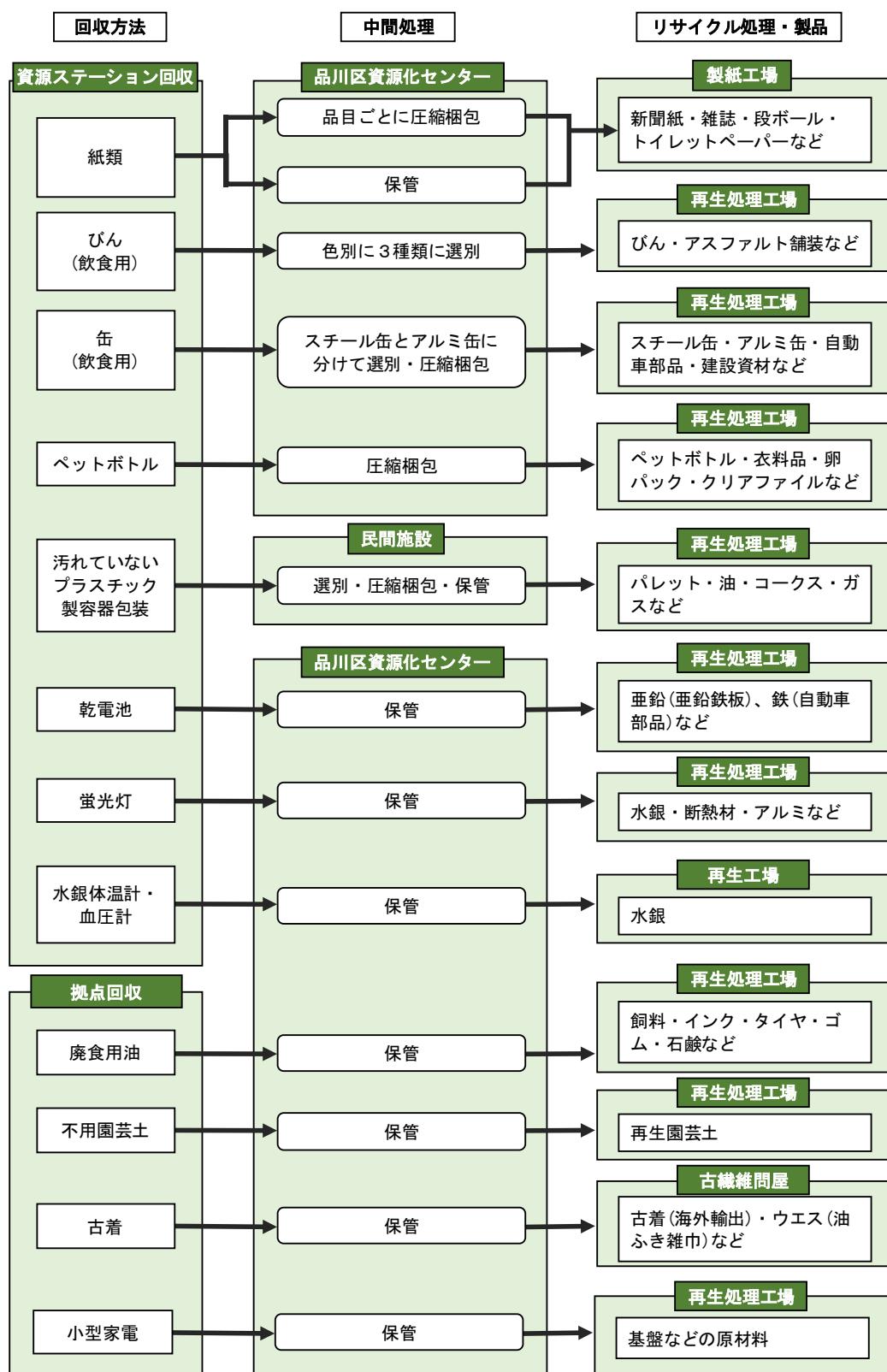


図2-9 資源の処理フロー

【品川区資源化センター】



区が資源物として回収した「古紙・びん・缶・ペットボトル、乾電池その他資源物」を選別、圧縮、梱包、保管する施設です。

所在地：品川区八潮1-4-1

敷地面積：約2,387 m²

施設規模：古紙 115.0 t /日 びん 16.5 t /日 スチール缶 5.1 t /日
アルミ缶 1.5 t /日 ペットボトル 5.1 t /日



(2) ごみの処理フロー

家庭から出るごみの処理フローは図2-10に示すとおり、収集・運搬を品川区が行い、中間処理を東京二十三区清掃一部事務組合で23区が共同処理を行っています。中間処理施設から出る焼却灰や資源化できない不燃物等は東京都が管理する中央防波堤外側埋立処分場および新海面処分場で最終処分しています。

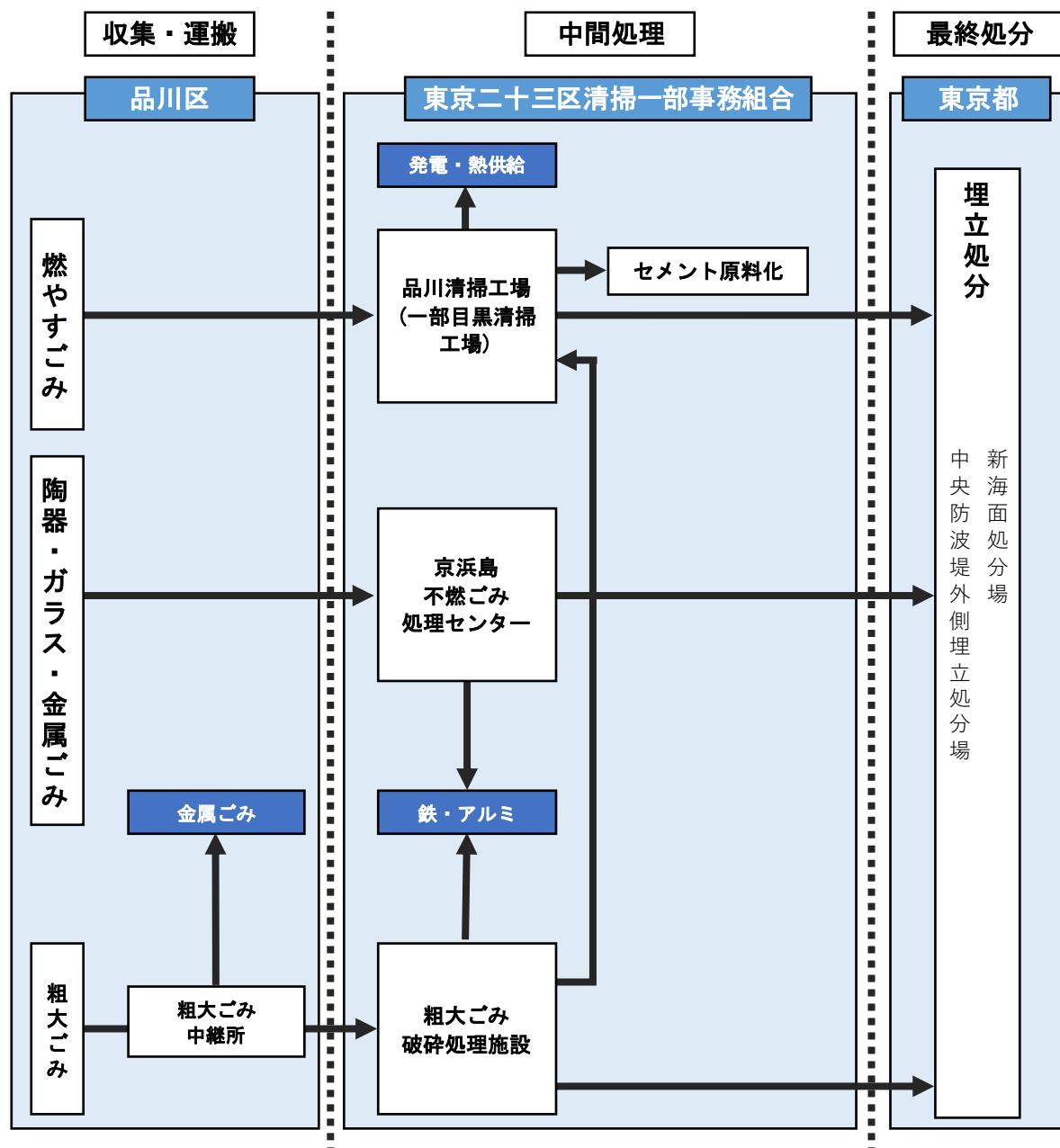


図2-10 収集ごみの処理フロー図

【品川清掃工場】



区が収集した「燃やすごみ」を焼却する施設で、ごみ焼却で発生する熱を利用し発電を行うほか、高温水は熱供給事業者に送り、八潮団地内の空調、各種の熱源に利用されています。

所在地：品川区八潮1-4-1

処理能力：600 t /日 (300 t /日×2炉)

発電設備：出力約 15,000kW

(出典：東京二十三区清掃一部事務組合 HP)

【京浜島不燃ごみ処理センター】



区が収集した「陶器・ガラス・金属ごみ」を処理する施設で、鉄、アルミニウムを機械選別で取り出し再資源化するほか、資源化物を回収した残りのごみを破碎するなど、不燃ごみの容積を減らしています。

所在地：大田区京浜島3-7-1

処理能力：8 t /時間×4系列

(出典：東京二十三区清掃一部事務組合 HP)

【粗大ごみ破碎処理施設】



区が収集した「粗大ごみ」を処理する施設で、鉄、アルミニウムを機械選別で取り出し再資源化するほか、資源化物を回収した残りのごみを破碎するなど、不燃ごみの容積を減らしています。

所在地：江東区海の森2-4-79

処理能力：32.1 t / 時間 × 2系列

(出典：東京二十三区清掃一部事務組合 HP)

【中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場】



区が収集し、清掃一組の処理施設で処理を行ったごみの焼却灰や資源化できない不燃物などを埋め立て処分する施設です。この廃棄物埋立処分場では、23区および東京二十三区清掃一部事務組合から委託を受けた廃棄物や、都内の中小事業者が排出する産業廃棄物の一部を埋立処分しています。現在、廃棄物の埋立ては、中央防波堤外側埋立処分場(その2)および新海面処分場Bブロックで行われています。

中央防波堤外側処分場

所在地：江東区海の森3丁目地先

敷地面積：約 1,990,000 m²

新海面処分場

所在地：江東区海の森3丁目地先

敷地面積：約 3,190,000 m²

(出典：東京都環境局 HP)

2.3 資源・ごみ量の推移

(1) 資源回収量の推移

資源回収量は減少傾向で推移していましたが直近2年間は増加し、令和3（2021）年度で25,131t/年となっています。内訳をみると資源回収ステーション回収および拠点回収は横ばいで推移し、集団回収が減少傾向となっています。

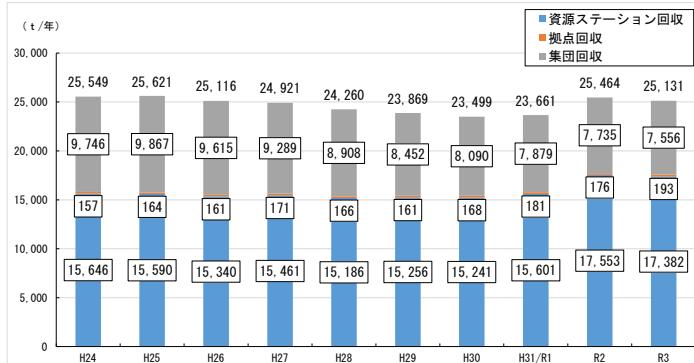


図2-11 資源回収量の推移

(2) 資源化率の推移

資源化率は横ばいで推移し令和3（2021）年度で25%となっています。

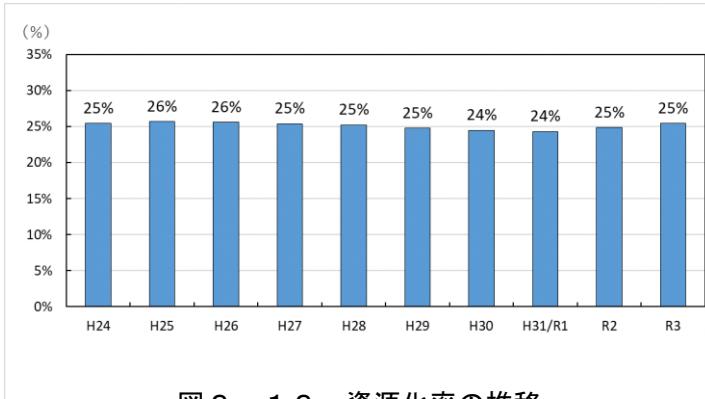


図2-12 資源化率の推移

(3) 収集ごみ量の推移

区収集ごみ量は横ばい傾向で推移しており、令和2（2020）年度はコロナ禍の影響により増加していますが、令和3（2021）年度では令和元（2019）年度（73,664t/年）とほぼ同等の73,701t/年となっています。

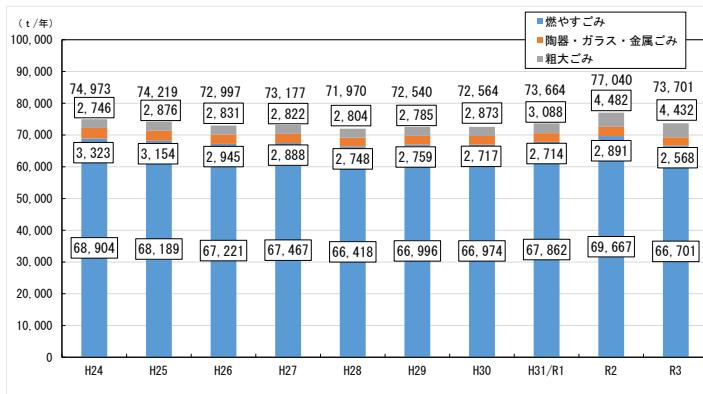


図2-13 収集ごみ量の推移

(4) 1人あたりの区収集ごみ量の推移

区民1人あたりの収集ごみ量は概ね減少傾向にあり平成24（2012）年度の560g/人・日から61g/人・日減少し令和3（2021）年度で499g/人・日となっています。

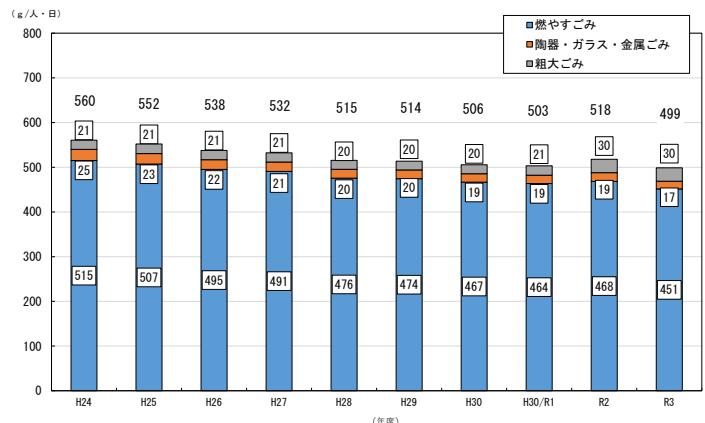


図2-14 1人あたりの区収集ごみ量の推移

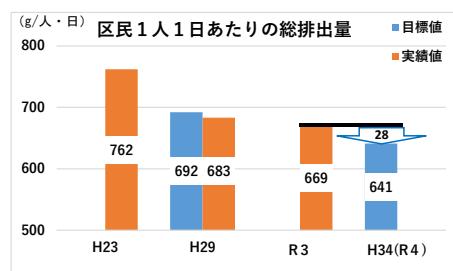
2.5 前回計画（第三次）の達成度

計画の達成状況は以下に示すとおり、令和3（2021）年度の実績と目標値を比較した場合、すべての指標で未達成となっています。

区民1人1日あたりの総排出量　目標値：641(g/人・日)

令和3（2021）年度は669(g/人・日)でした。基準年（平成23（2011）年）から93(g/人・日)減少していますが、目標値まで28(g/人・日)の削減が必要でした。

ごみの資源化が進まなかったことと、区民への分別の周知不足と考えられます。

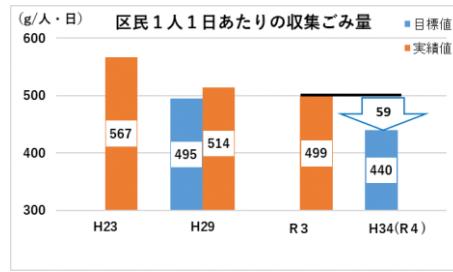


総排出量の達成状況

区民1人1日あたりの収集ごみ量　目標値：440(g/人・日)

令和3（2021）年度は499(g/人・日)でした。基準年から68(g/人・日)減少していますが、目標値まで59(g/人・日)の削減が必要でした。

生ごみは減少したものの、紙ごみ類は増加しており、区民へのごみ分別の周知が不十分であったと考えられます。

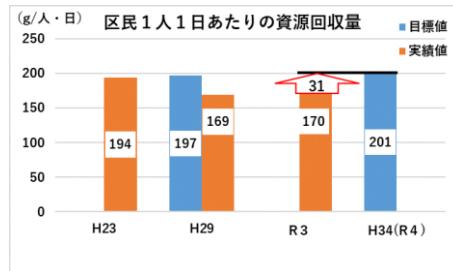


収集ごみ量の達成状況

区民1人1日あたりの資源回収量　目標値：201(g/人・日)

令和3（2021）年度は170(g/人・日)でした。基準年から24(g/人・日)の減少となっていますが、目標値まで31(g/人・日)の増加が必要でした。

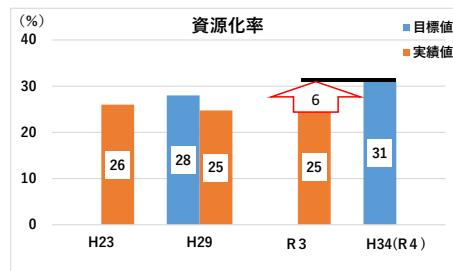
資源分別の複雑さから、ごみから資源への移行が進まず、また資源品目自体の拡充困難が要因であると思われます。



資源回収量の達成状況

資源化率　目標値：31(%)

令和3（2021）年度は25%でした。基準年から1%の減少となっています。目標値まで6%の増加が必要でした。さらなるごみの分別の周知徹底、新たなリサイクル手法を確立し、資源回収品目の拡充を進める必要があります。



資源化率の達成状況

2.6 清掃事業に関するコスト

令和3（2021）年度に要したごみの処理や資源化の経費は、66億377万円で、廃棄物処理手数料や資源売却等の清掃事業に関する収入7億1,143万円を差し引いた区民一人あたりのコストは14,557円（年額）となっています。

清掃事業にかかる経費は、年間約66億円

人件費等	1,834,798 千円
清掃管理費	1,794,887 千円
収集運搬作業費	1,440,424 千円
リサイクル事業費	1,533,656 千円
合 計	6,603,765 千円

清掃事業に関する収入は、年間約 7.1 億円

手数料収入	410,234 千円
リサイクル資源売却収入等	291,647 千円
不用品売却収入	6,240 千円
土地建物使用料等	3,300 千円
合 計	711,421 千円

ごみ・資源の収集量は、年間約9万8千t

収集ごみ量	73,701 t /年
資源回収量	25,131 t /年
合 計	98,832 t /年

清掃事業に関する区民1人あたりの負担額は、年間約 14,557 円

人口（令和3年10月1日現在）	404,798 人
区民1人あたり	14,557 円
ごみ1kgあたり	64 円
資源1kgあたり	50 円

2.7 課題

(1) 最終処分場延命

清掃事業が東京都から区に移管されて以降、区ではごみの各戸収集や資源回収品目の充実など独自の取り組みを実施してきました。

こうした取り組みや、区民の皆様の資源・ごみの分別へのご協力により、ごみ量は着実に減少しています。

品川区のごみは中間処理を経て、最終的に東京都の「中央防波堤外側埋立処分場」と、「新海面処分場」に埋め立てられます。

廃棄物の適正処理が進み、搬入量は減少していますが、現在の搬入量で推移した場合、処分場埋め立ての寿命は約50年とされています。今後新たな処分場として活用可能な場所は見つかっていません。

そのため、今まで以上に排出するごみを減らし、処分場への搬入量を減らすことで、今ある処分場を約50年間で埋め立て終了とすることなく、できる限り延命することが重要です。



(出典：東京都環境公社 HP)



(出典：東京都港湾局 HP)

(2) 資源循環型社会の構築

「循環型社会」とは、限りある資源を効率的に利用し、廃棄されるものを最小限に抑えるとともに、リサイクルなどで循環させながら将来にわたって持続して使い続けていく社会のことです。国は平成30（2018）年6月に循環型社会の形成に向けて「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」を掲げています。

これまでのような大量生産・大量消費・大量廃棄の時代を払拭し、むしろ、「ごみ・廃棄物」という概念が無くなるような循環型社会を目指すためには、排出するものを効率よくリサイクルするための品目や分かりやすい分別方法の確立、効率的な循環ルートづくりとその充実がこれまで以上に必要となります。

区は、前回計画において、資源回収品目の拡充などに取り組みましたが、資源化率の向上には至りませんでした。今後も循環型社会構築のため、さらなる分別の周知徹底や資源回収品目の拡充に努める必要があります。

・資源回収 取り組みの経過

平成4年10月 牛乳パック、アルミ缶、食品トレイ、古着、廃食用油の回収

新聞・雑誌・段ボール、びん、缶の回収を月2回実施

平成10年10月 新聞・雑誌・段ボール、びん、缶の回収を週1回へ

平成15年7月 ペットボトルモデル実施 乾電池回収

平成16年10月 ペットボトル回収 正式に開始
紙パック、紙箱回収

平成20年10月 容器包装プラスチック、蛍光灯（割れていないもの）回収

平成23年4月 不用園芸土回収

平成24年 「雑紙」という品目設定
7月 水銀体温計・血圧計回収

平成25年 「雑紙」を「雑がみ」に変更

平成25年10月 小型家電回収

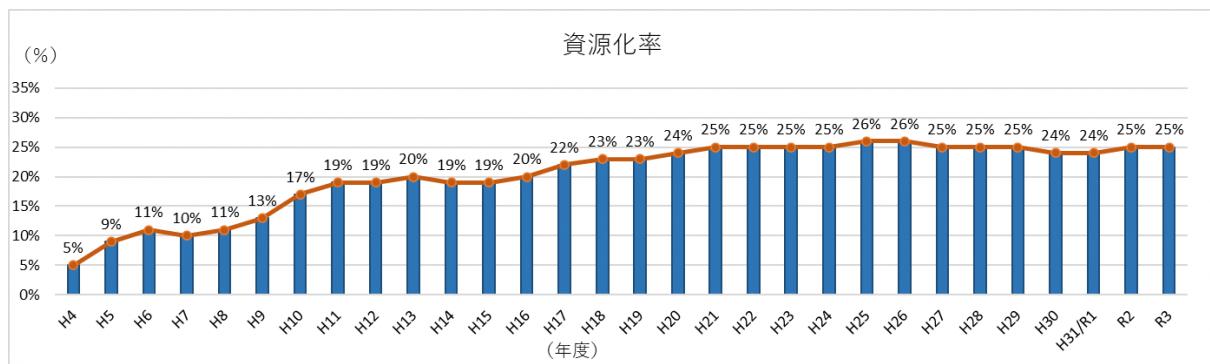
平成30年 雜がみ回収について報奨金を支給

令和元年11月 蛍光灯(割れているもの)回収を追加

令和4年10月 粗大ごみのリユースを開始



・資源化率のグラフ



(3) 事業系ごみの削減

令和3（2021）年度の大規模建築物の再利用計画書において、リサイクル率は 62.4%でした。この中で、「その他の紙類」の多くが燃えるごみとして処分されているためにリサイクル率が低く、解決するには3Rの推進と排出指導を行うことが必要です。また、リサイクル率向上可能な品目は業種や事業形態によって異なるため、事業所とその従業員がより主体的に発生抑制と資源化に取り組めるよう、業種、事業形態に応じた啓発・支援をする必要があります。

小規模事業者は家庭ごみと同様に区が収集をしていますが、有料ごみ処理券の貼付が8割程度（令和4（2022）年8月実施：品川区一般廃棄物排出実態調査による）にとどまっている現状があります。公平性を保つため貼付指導強化をするとともに、3Rの推進と適正排出を指導することで、ごみの減量と事業者の廃棄物費用負担の適正化を図っていく必要があります。

大規模建築物再利用計画書集計（令和3年度）

		発生量(t)	再利用量(t)	処分量(t)	再利用率(%)
紙類	①コピー・OA用紙	1881.8	1739.3	142.5	92.4%
	②（内 機密文書）	945.6	910.4	35.2	96.3%
	③雑誌・パンフレット色付き紙	1365.5	1352.8	12.8	99.1%
	④新聞紙・折込チラシ	332.2	321.9	10.3	96.9%
	⑤段ボール	7051.3	6992.2	59.1	99.2%
	⑥ミックスペーパー	2026.3	1755.3	271	86.6%
	⑦その他の紙類	6197.2	847.0	5350.2	13.7%
	紙類計(①～⑦)	18854.3	13008.4	5845.9	69.0%
⑧厨芥(茶殻、残飯等の生ごみ)		5805.0	1615.9	4189.1	27.8%
	⑨木・草・繊維等	2742.6	587.5	2155.1	21.4%
その他計(⑧+⑨)		8547.7	2203.4	6344.3	25.8%
可燃物{一般廃棄物}計1～9の合計		27402.0	15211.8	12190.2	55.5%
不燃{焼却不適物}		11248.3	9065.4	2182.9	80.6%
特定の事業活動に伴う可燃物		531.8	177.6	354.2	33.4%
		39182.1	24454.8	14727.3	62.4%

事業系有料ごみ処理券貼付状況分析調査結果

処理券 貼付有無	処理券 容量	燃やすごみ		陶器・ガラス・金属ごみ		合計	
		個数(個)	割合(%)	個数(個)	割合(%)	個数(個)	割合(%)
貼付有	10リットル	18	8.3	9	15.3	27	9.8
	20リットル	20	9.2	11	18.6	31	11.2
	30リットル	128	59.0	22	37.3	150	54.3
	40リットル	3	1.4	0	0.0	3	1.1
	小計	169	77.9	42	71.2	211	76.4
貼付なし		48	22.1	17	28.8	65	23.6
合計		217	100.0	59	100.0	276	100.0

（出典：品川区一般廃棄物排出実態調査）

(4) 環境衛生保持

- ・地域における適正排出の推進

令和4年品川区ごみ排出実態調査報告書では、8割以上の区民が街の清潔さで「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えています。地域においてごみの適正排出は、きれいな街づくりの観点から重要です。

- ・区民への広報・普及活動

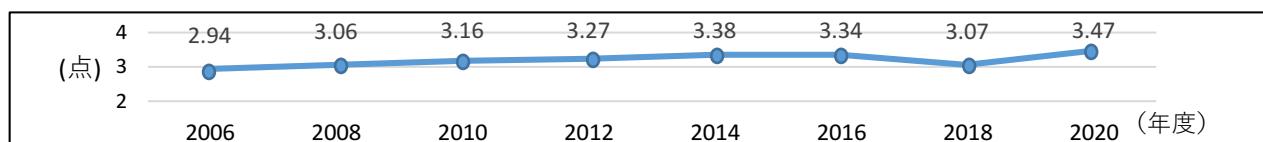
品川区では排出指導を専門としたチーム「しながわ　きれいにする象」を発足させ、資源回収ステーションの巡回や不適正排出者へのきめ細やかな指導と啓発を行っています。区民・事業者・区が一体となって環境衛生の意識を高め、家庭廃棄物の適正な分別、小規模事業者の事業系廃棄物の適正な排出を啓発していくことが必要です。

区では区民に対し「資源・ごみの分け方・出し方」を作成、配布を行っています。小規模事業者には事業系廃棄物の適正排出の情報提供を行っています。また、区内にはさまざまな国籍の外国人が居住し生活様式も異なり、ごみの不適正排出につながることがあります。区からの情報を正確に伝えるため、スマートフォンアプリなどあらゆる媒体を用いて発信、活用していく必要があります。

- ・効率的な環境負荷の少ない収集運搬体制

ごみ収集や資源回収は、区民生活と切り離せない事業です。その区民生活の環境を保全するため、清掃車や資源回収車の低公害車両を導入・推進していくとともに、車両管理システムを導入し、効率的な収集体制の構築を図ります。また、清掃車・資源回収車の運転手に定期的な講習を行い、運転マナーの向上を図ります。これにより区民生活の安全・安心を高めていきます。

品川区世論調査（生活環境に関する評価「まちの清潔さは」）より抜粋



不法投棄の件数

単位：台

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
エアコン	2	1	0	3	0
テレビ	27	33	22	14	20
冷蔵庫(冷凍庫含)	7	5	5	4	2
洗濯機(乾燥機含)	23	2	2	4	4
パソコン	8	11	9	7	5
電気・ガス・石油器具	228	181	213	134	123
OA器具	29	12	16	4	11
趣味用品	30	18	10	12	10
その他	156	242	319	216	179
計	725	1,039	1,317	750	679

2.8 コラム

(1) 最終処分場問題

コラム

“国内の最終処分場の寿命はあと20年あまり” (※東京都の残余年数は約50年)

令和3（2021）年度に環境省が発表した国内の最終処分場の残余年数は21.4年となっています。

“最終処分場”とは、不用品のうちリユース（再使用）、リサイクル（再資源化）が困難なものを処分するための施設のことで、ごみ処分場、ごみ埋立地などと呼ばれることもあります。

“残余年数”とは、現在稼働している最終処分場が満杯になるまでの残り期間の推定値です。つまり、このままの状況が続けばあと20年あまり（東京都処分場は約50年）で、最終処分ができなくなり、ごみが溢れることとなります。

下図は最終処分場の残余容量と残余年数の推移を示したグラフです。これによると残余容量は減少を続け、残余年数は増加から横ばいへと推移していることがわかります。

これは、1つ目に、残余容量の推移からこの15年間に新設や増設による最終処分場の容量が増加することがほとんどなかったこと。2つ目に残余年数の推移から最終処分量は減少していることを示していると考えられます。

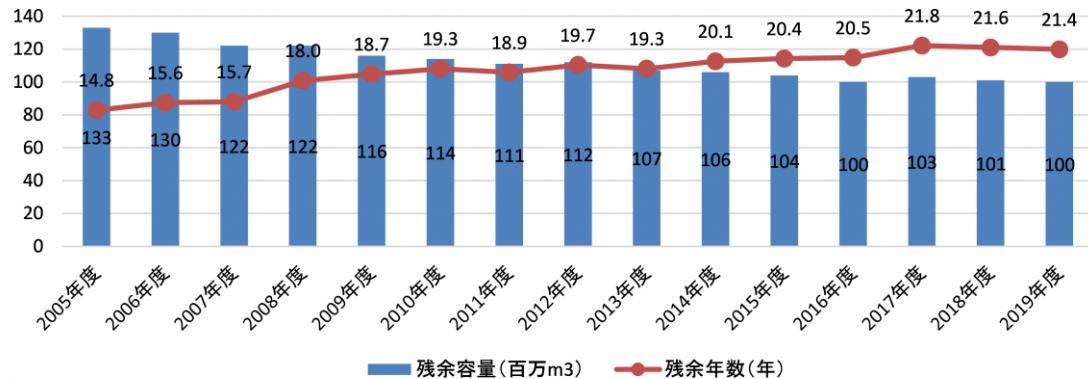
最終処分場は、環境保全の観点から、汚水の外部流出や地下水汚染、廃棄物の飛散・流出、ガスの発生等を防止するために設備や構造がしっかり整えられているものの、近隣住民の理解を得るのは難しいのが現状です。このため現在確保できている最終処分場をできるだけ長く使うことが重要となります。

わたしたちが今すぐ取り組めることは、なんでしょうか？

「ごみを出さない」生活を心がけ、自分ができるリサイクルを考えることが重要ではないでしょうか。

ぜひこの機会に、ごみを増やさないために自分ができることを考え、簡単なことから取り組んでみてください。

国内の最終処分場の残余容量及び残余年数



(出典：令和3年度版環境・循環型社会・生物多様性白書 環境省)

(2) 清掃工場不適正搬入・老朽化問題

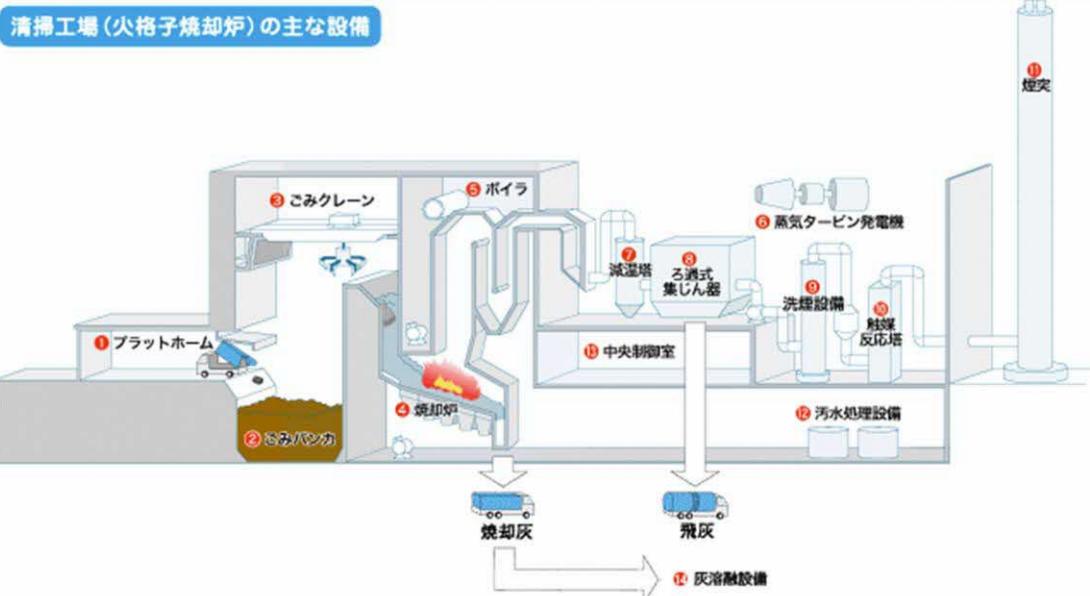
コラム

清掃工場に搬入された可燃ごみの中には、金属やガラスなどの焼却に適さないものや、清掃工場の処理能力を超える大きさのものが混ざっていることがあります。

このような不適正搬入物の混入があると、焼却炉の停止や故障の原因となり、復旧のため多額の費用や日数がかかります。そのため、ごみの受け入れが困難となり、ごみの収集・運搬に支障が生じ、23区全体のごみ処理に重大な影響を及ぼします。

また、老朽化などにより清掃工場を建て替えるには、準備から工事完了まで約10年間を要します。清掃工場の耐用年数は、延命化のための整備を導入する施設については40年を目指としています。しかしながら、不適正搬入による故障が多くなると、清掃工場の耐用年数も短くなる可能性があります。

各清掃工場では不適正搬入による焼却炉の停止を防ぐとともに耐用年数を確保し、長期間安定したごみ処理を行うため、搬入物検査の強化や啓発活動を実施し、不適正ごみの搬入防止に努めています。



(3) 啓発・区民意識向上

コラム

○これまでの取り組み

<情報発信方法>

区は、情報発信のツールとして広報紙や区のホームページ、SNS、「資源・ごみの分け方・出し方」冊子やリサイクル情報誌などを活用し、区民に向けてごみの分別や資源としての分け方、排出方法の周知に努めてきました。また、イベントや環境学習を通して直接区民への働き掛けも行っています。



<子ども向け周知>

環境学習では、子どもたちが間近で清掃車を見たり、ゲーム等を交えて楽しく日々の清掃事業について学びます。小学生向けには、4年生への啓発冊子配布、リサイクルポスター展への作品制作依頼、ごみ資源追っかけ隊の実施などの環境学習を実施しています。

<審議会・推進員の協力>

区民からの要望や意見を反映させた清掃事業の運営にあたっては、区長の付属機関として設置する「品川区廃棄物減量等推進審議会」からの答申や、町会・自治会からの推薦および希望する区民による「廃棄物減量等推進員」の活動から寄せられる貴重な意見を取り入れています。区民の目線からの意見・要望を、日々の清掃事業に反映させるとともに、地域への情報提供の場としても活用しています。



審議会の様子



推進員研修会

○現状

令和4年品川区ごみ排出実態調査報告書では、「ごみの分別区分の満足度」を聞いた設問には92.2%の方が「満足」「どちらかといえば満足」と回答しており、分別の区分については区民の理解が得られていると解釈できます。

一方で、「ごみの情報公開・提供の満足」では55.9%の方が「満足」「どちらかといえば満足」と回答しており、割合は半分を少し超えた程度です。これまで区が行ってきた周知・啓発の取り組みは、改めて手法を見直す必要があります。

「清掃・リサイクル事業で必要なこと」の設問は、65.0%がPRの充実を求めており、これまで以上の情報発信が必要です。

○今後に向けて

アンケートの結果からは、区民はより一層の資源・ごみの分別について周知・啓発を求めていることがわかります。SNSなどの情報ツールをこれまで以上に活用するとともに、様々な手法を用いて、区民一人ひとりにタイムリーな情報発信に努めていく必要があります。

(4) スプレー缶等を起因とした車両火災

コラム

品川区の家庭ごみ収集において、収集中に車両が炎上してしまった事故が多発しています。車両火災は平成19（2007）年から令和3（2021）年までの間に28件起きており、主な原因は中身の残ったスプレー缶やリチウムイオン電池の入ったスマートフォンなどのごみへの混入です。

車両火災の原因となる混入物の内訳は、スプレー缶・ライターが最も多く10件です。また、平成28（2016）年からは、リチウムイオン電池による火災が4件発生しており増加傾向にあります。これらの危険物は、収集・運搬の過程だけでなく中間処理施設においても火災の原因として問題となっているため、排出者へ更なる周知が求められています。

品川区では、区のホームページや「ごみ・リサイクル通信」、「資源・ごみの分け方・出し方」等を通じて、広く区民の皆様に危険性についての説明と徹底した分別をお願いしてきました。車両火災があった際には、排出したと思われる地域をある程度特定し、周辺に適正な排出方法の周知と注意喚起のための排出指導をおこなっています。

収集作業時には、作業員が混入した危険物を一つ一つ手作業で分けています。小型充電式電池は区では処分出来ず、受け入れ先も限られるため、家庭ごみの中に入れてしまうという状況があり、これらは解決しなければならない喫緊の課題となっています。



第3章 ごみ処理基本計画

3.1 基本理念

本計画の上位計画である長期基本計画では政策の柱17の「地球環境にやさしいまちづくり」において「循環型社会への取り組みを推進する」とし、環境基本計画では基本目標の一つに「持続可能な「循環型都市」を実現する」を掲げています。また、第三次計画の基本理念は「品川区は、区民・事業者と協働して次代につなぐ「循環型都市しながわ」の実現を目指します。」としていました。

これらの上位計画や第三次計画のビジョンを踏まえて、本計画の基本理念を「区民、事業者とともに、持続可能な「循環型都市しながわ」を実現する」とします。

基本理念

**区民、事業者とともに、持続可能な
「循環型都市しながわ」を実現する**

3.2 基本方針

基本方針1 ごみの発生抑制の推進

1人1日あたりの収集ごみ量は年々減少してきているものの近年は減少幅が鈍化しています。これまでの施策を継続しつつ、ごみの減量や分別の徹底による資源化を推進し、区民、事業者がそれぞれの役割を果たし「ごみを発生させない」ライフスタイルの定着を目指します。

基本方針2 リサイクルの推進

資源化率は、横ばい傾向にあります。これまで進めてきた分別排出の更なる徹底を図るとともに、プラスチック資源循環促進法の施行による製品プラスチックへの対応も含め、更なるリサイクル推進を図り、循環型社会の実現に向けて取り組んでいきます。

基本方針3 事業系ごみ削減の推進

事業系ごみは、排出者責任の下に処理・資源化されることが大原則です。事業者が自ら資源リサイクルに取り組むよう、大規模事業者に対する指導、中小事業者に対する支援を行い、ごみの排出抑制や分別の徹底について意識啓発を図っていきます。

基本方針4 ごみの適正処理の推進

安全で安心して暮らすことのできる生活環境を維持するためには、ごみの排出から収集・運搬、処分に至るあらゆる段階において適切な対応が必要です。廃棄物の種類や排出方法に応じて適正に処理することで環境負荷の低減に努めます。

また、平時のみならず災害時においても区民が「安全・安心」に生活をするため、災害時ににおける廃棄物の処理体制を整備します。

3.3 施策の体系





3.4 数値目標

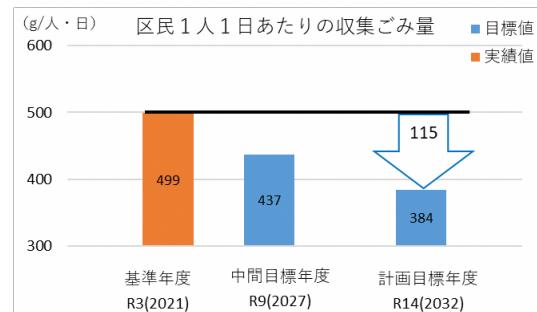
本計画での数値目標を、以下のとおり設定しました。

数値目標の指標は、「区民1人1日あたりの収集ごみ量」、「資源化率」、「事業用大規模建築物のリサイクル率」および「品川区世論調査における「まちの清潔さ」の評価」の4項目とします。

なお、計画目標における基準年度を令和3（2021）年度、計画目標年度を令和14（2032）年度、中間目標年度を令和9（2027）年度とします。

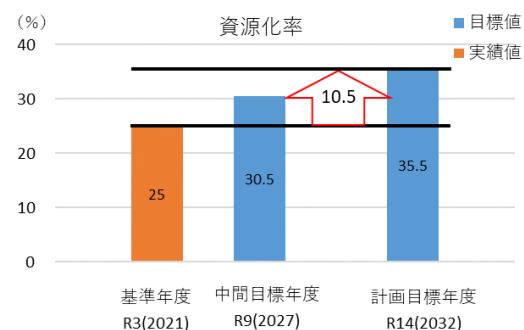
区民1人1日あたりの収集ごみ量

計画目標値	384g/人・日
中間目標値	437g/人・日



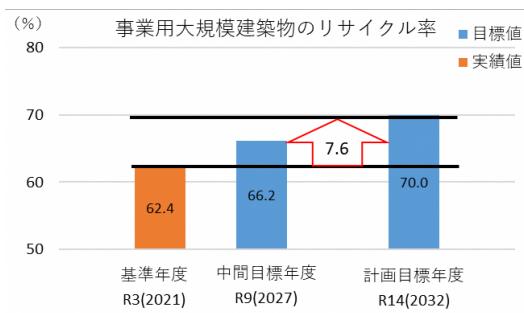
資源化率

計画目標値	35.5%
中間目標値	30.5%



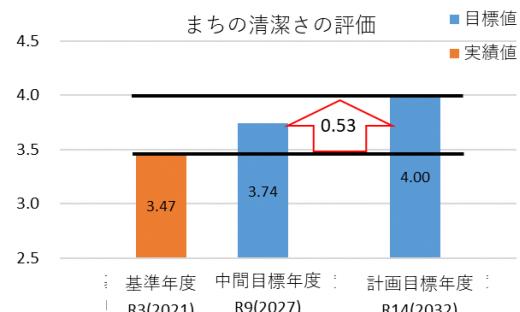
事業用大規模建築物のリサイクル率

計画目標値	70.0%
中間目標値	66.2%



品川区世論調査の「まちの清潔さ」評価

計画目標値	4.00
中間目標値	3.74



3.5 目標達成に向けた取り組み

＜基本方針1＞ごみの発生抑制の推進

(1) 区のこれまでの取り組み

【家庭ごみの発生抑制】

品川区では、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減していくために、リサイクルに先立ち、家庭ごみの発生そのものを減らすリデュース（発生抑制）に取り組んできました。

各種イベントでの啓発や、品川区のホームページ・リサイクル通信などを通じて、区民の皆様に「無駄な物は買わない」「生ごみの水切りの励行」「食材の使い切りと必要な分だけの購入」「マイバッグ、マイはし、マイボトルの励行」「食べ残しをしない」をお願いしてきました。また、「家庭用生ごみ処理機の購入費用助成制度」を設けて、家庭ごみ発生抑制のお手伝いをしてきました。

【再使用の促進】

ごみを減らし、循環型社会を実現するために重要な3Rにおいて、リデュース(発生抑制)の次に実践するのがリユース(再使用)です。使えなくなったものを修理して使う、不要になったものを用途を変えて使う、あるいはほかの必要としている人に譲って使ってもらうなどがリユースの例に挙げられます。

区では、再使用を促進するために、リユース情報の発信、イベントの開催、リユース活動の支援などさまざまな取り組みを行ってきました。特に令和3（2021）年度まで実施していたリサイクルショップ運営支援事業では、リサイクルショップ「リボン」旗の台店・大井町店の2店舗の運営を支援し、この2店舗は長きにわたり区民にリユースの機会を提供し、リユース意識の醸成に寄与しました。

(2) 今後の具体的な取り組み

【家庭ごみの発生抑制】

・生ごみの水切りの励行促進

生ごみの約8割は水分であると言われていることから、水切りを普及させることによって、燃やすごみの減量や悪臭の防止、ごみの燃焼効率の向上などが期待できます。

家庭、事業所における水切りについて呼びかけを継続するとともに、取り組みの実践に向けて、水切りの効果や具体的な取り組み方法について普及啓発を行います。



・食材の使い切りと必要な分だけの購入

家庭ごみを削減するためには、購入したものを無駄なく使いきることと、そもそも必要な分だけを購入することが大切です。食材だけでなく生活用品、衣類、すべての家庭用品について、計画的に購入し消費することの大切さに重点を置いて啓発を進めています。

・家庭用生ごみ処理機の購入費用助成



生ごみの多くはたくさんの水分を含んでいて、水分をきるだけでとても軽くなります。また家庭用生ごみ処理機を使うことで、さらに軽く、または、堆肥などにリサイクルすることができます。区では家庭用生ごみ処理機の購入を助成し、資源の有効活用とごみの減量および地球にやさしい暮らしの啓発を図ってまいります。

・マイバッグ、マイはし、マイボトルの励行

令和2（2020）年7月1日からレジ袋が有料化となりました。マイバッグ持参にも慣れてきましたが、そのほかにもコンビニでもらう箸やスプーン・フォークなどのカトラリーを持ち運びに便利なペットボトルも、「使い捨て文化」の象徴です。このような使い捨て文化を見直し、資源を大切にする必要性を啓発してまいります。

【再使用の促進】

・粗大ごみからのリユース事業

区民から排出される粗大ごみの中には、新品もしくはそれに近い状態のものも含め、まだ使えるものが数多く混ざっています。それらを選別し、インターネット上で欲しい方を募り、指定日に引き渡しを行います。今後もより多くのものをリユースできるよう検討を進めています。

The screenshot shows a listing for a clothes case set (1106-044) on the '品川粗大リユース' website. The listing includes a photo of the item, the price (0円), location (品川区八潮), and a note indicating it's a free item. The note states: "ご賛いたまき有り難うございます。こちらは、株式会社ジモティーが品川区の委託を受けて実施している。" Below the listing, there are other items available for free, such as a fits収納ケース and a タイル天板ローテーブル.

インターネット上の出品画面



リユース品の引き渡しの様子

・フリーマーケットの主催・支援

区のイベント内で、区民が家族や友人などのグループで、不用品を持ち寄り出店できるフリーマーケットブースを清掃事務所が主催しています。出店者は、応募のあった区民の中から抽選で決定します。また、区主催のフリーマーケット以外にも、フリーマーケットを開催したい地域団体に対して、区立公園の使用申請、開催内容の広報誌への掲載、のぼり旗等の資材の貸出などの支援を行っています。

今後は、区主催フリーマーケットへの出店申請、地域団体からの支援申請のどちらも、より利用しやすいうようにオンラインでの受付ができる環境を整備していきます。



エコルフェスしながわ 2022 でのフリーマーケットの様子

・リユース促進パンフレットの作成

区内にある家具、洋服、靴、力バン、電気製品等の修理・修繕を行っている店舗の情報をパンフレット(データ)にして、区ホームページ等に掲載しています。掲載店舗は、広報しながわおよびしながわ産業ニュースにて募集します。

今後は、区民から「〇〇のリユースができるお店は区内ないですか」など、お問い合わせいただいた品目について、情報収集を行い、該当する店舗があれば区側から積極的に掲載のアプローチをし、幅広い品目を網羅した充実した内容にできるよう取り組んでいきます。



令和元年度に発行したパンフレット

・リサイクル情報紙「くるくる」の発行

区内在住の方を対象に、不用品を譲りたい人とそれを欲しい人の相互間で直接取引ができる機会を提供するため、月1回発行し、区役所や地域センターなどの区施設で配布するほか区ホームページにも掲載しています。

今後は、掲載希望の受付をオンラインでも行えるように環境を整備するなど、区民がより利用しやすい形を検討していきます。

ゆずります・ゆずってください

リサイクル情報紙

くるくる

No. 〇〇〇 令和〇年〇月号（毎月1日発行）

※ご希望の品物がありましたら、各連絡先へ直接ご連絡ください。

●ゆずります 口無料 ■有料

■ ひな壇 ¥3,000
メーカー：〇〇(株) 大きさ：たたみ1畳～2畳分くらい
使用程度：普通 購入年月：約40年前
購入時価格：約10万円

汚れは少なく、小物も全て揃っています。外箱は全てあります
が、色褪せ等あります。取りに来ただけの方。

〇〇(荏原) Tel〇〇-〇〇〇〇

おねがい

「ゆずる人」と「ほしい人」とが直接交換することになります。ご利用の際には、次の点に気をつけましょう。

- ①早朝、深夜の連絡はおやめください。
- ②連絡したときに、希望する品物がすでに他の人に譲ってたり処分されている場合もありますのでご承くください。
- ③「ほしい人」は必ず先を訪ね、実際に商品を見て、お互いに納得いくまで譲り受けください。
- ④ゆずる希望での取引をする場合、お金の受け渡しや返送の方法などはきちんと事前に取り決めましょう。
- ⑤そのほか、お互いの話し合いが決めた約束事は必ず守りください。
- ⑥なお、当事務所の紹介については、行政上の責任は一切負いかねます。

●港町については、品川区在住の方が対象となります。
●取引が成立したら、下記までご一報ください。

リサイクル情報紙「くるくる」に関するお問い合わせや掲載申込はこちらへ

〒141-0032 品川区大崎1-14-1
品川区清掃事務所
リサイクル推進係
TEL. 03-3490-7098
FAX. 03-3490-7041

●ゆずります 口無料 ■有料

■ 自転車(ギア付き) ¥6,000

使用程度：普通(新しめ) 購入年月：1年くらい前
購入時価格：19,000円
取りに来てください方。

セーター(2Lサイズ) 無料
メーカー：〇〇〇 色：クリーム色 使用程度：新品同様

ジャンパー(フリーサイズ) 無料
色：黒・一部クリーム 使用程度：新品同様

〇〇(大崎) Tel〇〇-〇〇〇〇

■ 紙パッククリーナー ¥2,000
メーカー・型番：〇〇(株) 〇〇-〇〇〇〇
色：アイボリー 使用程度：新品同様
購入年月：2021年11頃 購入時価格：8,980円
取りに来ただけの方。保証期間内保証書あり。付属品あり。
取り扱い説明書あり。

〇〇(旗の台) Tel〇〇-〇〇〇〇

■ 整理ダンス(7段) ¥2,000
色：濃い茶 材質：木 大きさ：幅120×奥45×高さ134 (cm)
使用程度：普通
大切にしてきました。きれいに使ってあります。
取りに来ただけの方。

〇〇(東五反田) Tel〇〇-〇〇〇〇

●ゆずってください 口無料 ■有料

□ ビデオデッキ 無料

VHSが再生できるもの。メーカー不問です。
取りに伺います。

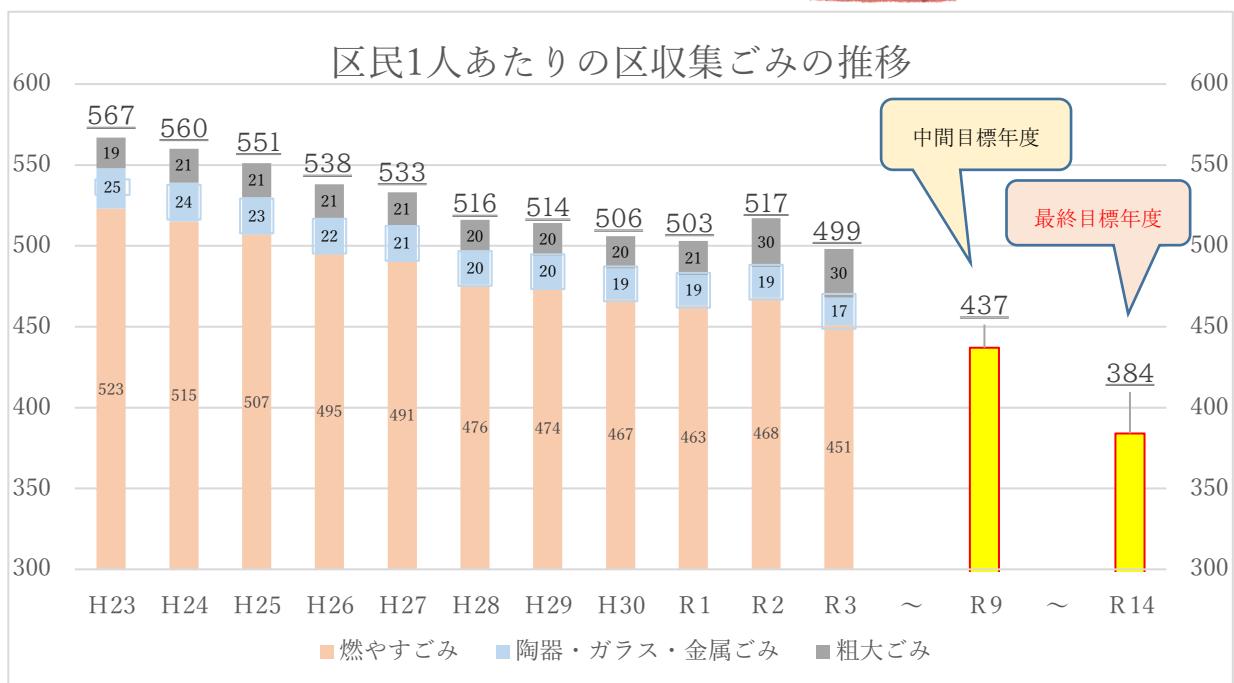
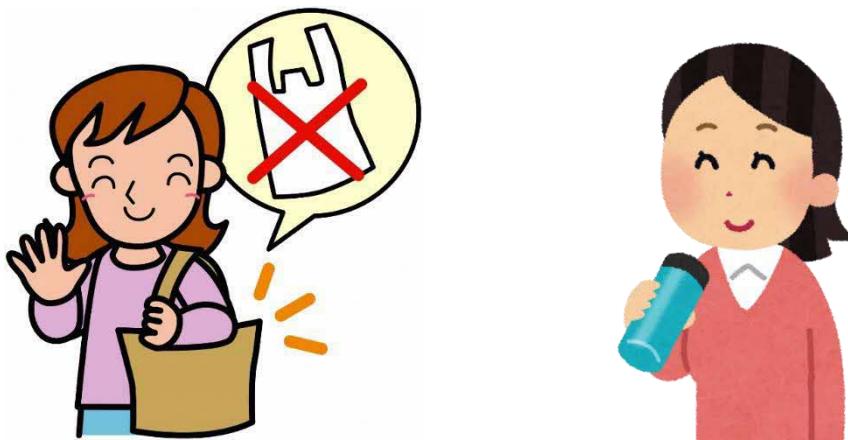
〇〇(戸越) Tel〇〇-〇〇〇〇

(3) 取り組みの効果

【家庭ごみの発生抑制】

- 生ごみの約8割は水分と言われています。これをできるだけ取り除くことにより、重量が減少し、燃えるごみの総重量も減量となります。生ごみ処理機を使用することはもちろん、機械を使用せずとも、日常のちょっとした工夫で、生ごみの水分を減らすことができ、ごみの減量につながります。
- 家庭用品について計画的に購入し、購入したものを使い切ることにより、家庭ごみは間違なく減量となります。
- 使い捨て文化を見直し、マイバッグ・マイはし・マイボトルを使用することで、ごみの減量と環境保護への貢献につながります。

★家庭ごみの発生抑制は、区民の皆様の理解と協力があって取り組んでいかなければ成り立ちません。品川区としては、区民の皆様へ家庭ごみ発生抑制のための具体的な取り組みに関して、今後ともよりわかりやすい情報提供を工夫し、さらに強固な協力関係を築きます。そして、ごみの安全・安心で持続可能な処理体制の確立等を実現させることで、区民の皆様の、より豊かな生活環境を実現します。



【再使用の促進】

○リユースの重要性について

リユースはリサイクルと意味が似ている部分がありますが、リサイクルが廃棄物からまだ使える部分を取り出し再資源化するという意味で用いられるのに対して、リユースは使用済みのものをごみとして処理せずに繰り返し使うという意味で用いられる点で異なります。リサイクルは、中間処理・再資源化等の過程において多くのエネルギーを消費し、CO₂の発生等環境への負荷が想定されるほか、多額の費用がかかってしまいます。その点において、リユースはそのままの形で再使用するため、環境にやさしく、費用がかかりにくい取り組みであることができます。

○事業ごとの効果について

◆粗大ごみからのリユース事業

粗大ごみの中からまだ使えるものを希望者に引き渡すことによって、引き渡したものの重量分がまるごとごみの減量になります。また、運搬・中間処理・破碎・埋め立てなど、粗大ごみの処理に必要な経費の削減につながります。

◆フリーマーケットの主催・支援

区民がこうした事業を活用し、フリーマーケットを実施することはリユース意識の醸成につながります。特に区主催フリーマーケットでは、子どもと一緒に参加される方も多く、若いうちからごみの減量や資源の有効利用の大切さを意識してもらう良い機会になっています。また、地域で開催されるフリーマーケットはコミュニケーションの場にもなっており、地域コミュニティの活性化にもつながります。

◆リユース促進パンフレットの作成

モノの修理をおこなっている店舗が身近にあることを区民が認識することで、使えなくなったものについて、「修理して使う」という選択肢が生まれやすくなり、「もったいない」の精神が根付いていきます。

◆リサイクル情報紙「くるくる」の発行

くるくるをご利用いただくことで、ご家庭で不要になったものについて、「これは他のだれかが必要としているかもしれない」という視点が生まれ、リユース意識の醸成につながります。また、くるくるは譲りたい人とそれを欲しい人の相互間で直接取引をしてもらう形となっており、譲渡は大半が対面で行われているため、地域コミュニティの活性化にもつながります。

近年では、個人がインターネット上に不用品を出品し、売買もしくは無料提供できるようなサービスが普及し一般的なものとなっていますが、難しくて利用できない方もいらっしゃいます。その点くるくるは手続きが簡単なので、そういう方へのリユースの場を提供する媒体としても機能しています。

<基本方針2>リサイクルの推進

(1) 区のこれまでの取り組み

【区民の自主的な活動の支援】

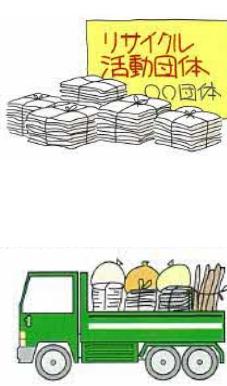
○集団回収

集団回収とは、町会や自治会、マンション管理組合等で、回収の日時・場所・品目を団体自らが決めて回収業者に引き渡す、自主的なリサイクル活動のことです。

区では、集団回収を支援するため、実施団体の登録、相談や指導、用具の支給、報奨金の支給、雑がみ回収協力金の支給等を行っています。

報奨金は、回収量1kgにつき8円、雑がみ回収協力金は雑がみ回収登録の申請があった団体に対し1か月につき1,000円を支給しています。また、区民が安心して回収業者を選定できるよう、回収業者の登録制度を設け、古紙市況悪化の際にも集団回収が継続できるよう古紙回収に関する業者支援金を支給しています。支援金は、基準価格7円と区の調査した古紙市況との差額を単価とし、1kgにつき単価分を支給しています。対象の品目は新聞・雑誌・段ボールの3品目です。

集団回収を行うメリットとして、区民のリサイクル意識が高まること、資源を大量に効率良く集めること、区民自ら行うので資源持ち去りの防止につながることが挙げられます。区としては、区が委託して資源を回収するより集団回収によって資源を回収する方がコストの削減ができるといったメリットがあります。



○雑がみ回収の促進

区では、集団回収における紙リサイクルの推進とさらなるごみ減量のため平成30(2018)年9月から雑がみ回収協力金を支給しています。雑がみ回収協力金は雑がみ回収登録の申請があった団体に対し1か月につき1,000円を支給しています。

『雑がみ』とは、新聞・雑誌・段ボール・紙パック以外で、再生紙の原料となる紙のことです。

例えば……おかしやティッシュの空き箱、パンフレットやチラシ、カレンダー、包装紙、コピー用紙等があります。

雑がみ回収協力金の支給を開始した平成30(2018)年度以降、回収量が増加の傾向にあ

ります。今後も引き続き雑がみ回収協力金制度を周知し、リサイクル可能な紙は資源で出すよう普及啓発し、紙ごみの減量を推進していきます。



【区の資源回収事業の推進】

資源の有効活用とごみ減量を図るため、品川区では資源回収ステーションでの資源（古紙、飲食用びん、飲食用缶、ペットボトル、汚れていない容器包装プラスチック、乾電池、蛍光灯、水銀体温計および水銀血圧計など12品目）の回収や拠点での資源（古着、廃食用油、不用園芸土、小型家電（平成25（2013）年品目追加））回収を行っています。循環率の高い資源を扱う拠点での回収は、平成28（2016）年には回収場所を2カ所追加し、区内にバランスよく配置した31カ所で実施しています。平成25（2013）年4月には「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下、小型家電リサイクル法）が施行され、品川区では、平成25（2013）年10月より拠点回収の品目に「小型家電」を追加し、取り組んできました。小型家電の回収では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の前々年度から、品川区役所や清掃事務所等、合計6カ所に小型家電回収BOXを常設し、回収量の拡大を図り、「みんなのメダルプロジェクト」に小型家電約5.7tを提供しました。

本計画では、これまでの取り組みをさらに充実させ、目標達成に向けて、資源回収品目の拡充や回収機会の拡大、燃やすごみや陶器・ガラス・金属ごみに混入する資源の分別徹底など、資源回収の一層の拡大を推進していくための取り組みを行います。さらに、資源の持ち去り行為に対しても、パトロールを強化し、条例に基づき適切に対応を行っています。

資源ごみ		名称	回収開始時期
8種類	12品目		
1	1	新聞紙	H4年10月実施（月2回）H10年10月週1回へ
	2	雑誌	
	3	段ボール	
	4	紙パック	H16年10月開始
	5	紙箱・雑がみ	「紙箱」はペットボトルと一緒にH16年10月開始 「雑紙」はH24年度「資源・ごみの出し方・分け方」から表記 H25年度から「雑がみ」に変更
2	6	びん	H4年10月実施（月2回）H10年10月週1回へ
3	7	缶	
4	8	乾電池	H15年7月開始
5	9	ペットボトル	H15年7月モデル実施 H16年10月正式に開始
6	10	容器包装プラスチック	H20年10月開始
7	11	蛍光灯	H20年10月開始 ※R元年11月より割れていても資源に
8	12	水銀体温計・血圧計	H24年7月開始

【環境情報の積極的な発信】

近年さまざまなライフスタイルを持つ区民が、環境問題への関心を高め行動するよう細やかな周知が必要不可欠となっています。

区では一人ひとりがごみの減量に関心をもち、積極的に分別を意識していただくことで、限りある資源を有効に使い、次の世代に豊かで清潔なまちを引き継ぐことができるよう、さまざまな情報発信、普及啓発を行ってきました。

本計画では、これまでの取り組みに加え、さらなる資源の有効利用とごみ減量を図るため、区民のリサイクル活動を推進し、地球環境を守る資源循環型社会を目指します。

(2) 今後の具体的な取り組み

【区民の自主的な活動の支援】

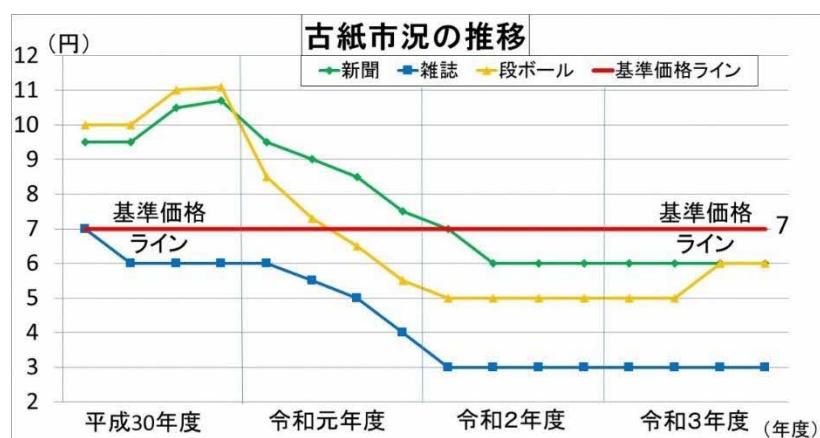
・集団回収事業の推進

○集団回収量増加のための取り組み

組成調査結果によると区の燃やすごみの中には、紙類が約7,670t（推定値）排出されています。その紙類の中でもリサイクル可能だと思われる雑がみは約2,868t（推定値）排出されています。資源を少しでも多く適正なりサイクルルートに回せるよう集団回収活動や雑がみ回収協力金等の支援内容をごみ・リサイクル通信やごみ・リサイクルカレンダー等を活用し継続的に周知・広報していきます。特に雑がみに関しては、対象となる品目の判別が難しいことが考えられるので、イラストや写真を掲載し、区民目線でのわかりやすい広報を行い、より良い分別につなげます。

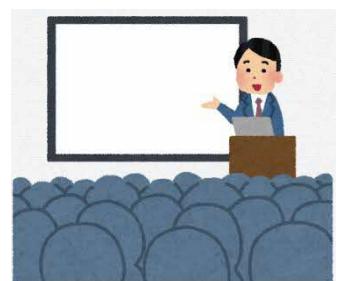
○集団回収業者支援

古紙市況の悪化は集団回収の担い手である回収業者が区から撤退・廃業する理由の一つです。中国の古紙輸入規制等の影響により、区でも集団回収業者の撤退・廃業がありました。それを受けた区では段階的に業者に対する支援を見直してきました。今後も市況等を踏まえた支援について引き続き検討していきます。



・区民やリサイクル団体との協働事業の推進

区では、町会・自治会等から連絡があった際に啓発資料の提供や現地での出前講座を開催しています。今後も資料提供や出前講座の連絡があった際には積極的に協力し、官民一体となってリサイクルに取り組んでいきます。



・相談しやすい窓口体制

区民の分別・リサイクルの協力体制を構築するためには、不明点について相談しやすい窓口が必要だと考えられます。今後は、これまでの直接の来所や電話での相談の他、廃棄物減量等推進員のような書面での質問受付や電子での受付等、住民目線での相談しやすい窓口の体制を模索していきます。



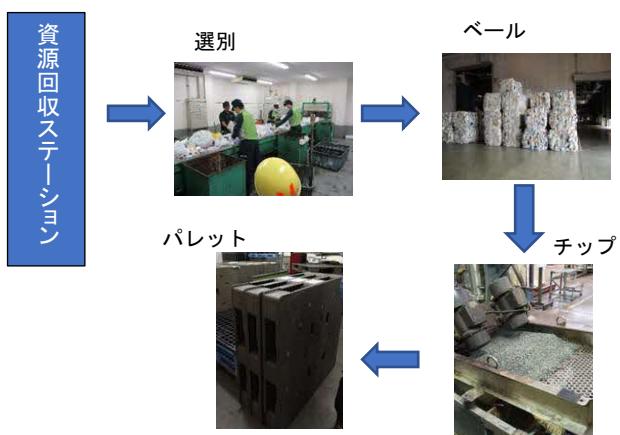
【区の資源回収事業の推進】

・資源リサイクル品目の充実

令和4（2022）年4月1日に「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」が施行されました。品川区では早くから容器包装プラスチックの資源回収については開始しておりますが、新たに製品プラスチックについても資源回収を行うことが求められます。わかりやすい分別・排出方法と効率の良い資源化について検討し、回収・資源化の仕組みづくりを構築することを目指します。

その他にも、粗大ごみの26%にあたる木製品の建材（パーティクルボード）へのリサイクル実施や、環境省が掲げた「使用済み紙おむつの再生利用に関するガイドライン」（令和2（2020）年3月）に基づく紙おむつの回収・リサイクルの実現に向けた検討、燃やすごみの中で一番の比率を占める「生ごみのリサイクル」についての検討など、新たな資源リサイクル品目について、国や他団体の動向、企業の技術進展を注視しながら、その手法について検討していきます。

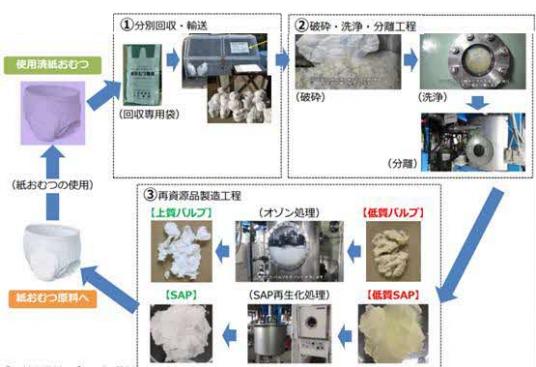
【プラスチック製品リサイクル】



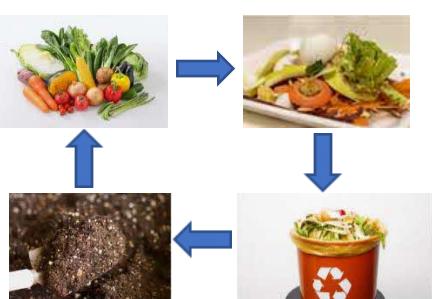
【木製粗大ごみのリサイクル】



【紙おむつリサイクル】



【生ごみリサイクル】



（出典：「使用済み紙おむつリサイクルガイドライン説明会資料」 環境省）

・資源回収ステーション回収・拠点回収の充実

地域コミュニティの希薄化を背景に、回収品目の増加や不適正排出などの理由から、資源回収ステーションの維持が困難になってきています。ステーション管理に関わる住民の負担を軽減するため、ごみの分別の徹底に取り組み、住民意向を把握し、資源の各戸収集を方向性の一つとして考えながら、合意形成を丁寧に行います。拠点回収については、回収品目の拡充と回収場所の拡大を検討するとともに、ホームページや広報紙、ごみ・リサイクルカレンダーなどで区民に広く周知し、リサイクルの啓発と普及に努めています。

・雑がみ回収の促進

「雑がみ」とは、新聞・雑誌・段ボール・紙パック以外で、再生紙の原料となる紙のことです。日常的にはあまり使われない名称であるため、「燃やすごみ」になってしまうことが多いのですが、リサイクル可能な紙は資源で出すように、今後も更に普及啓発し、紙ごみの減量を推進していきます。

【雑がみの例】

封筒（穴あきのビニールは除く）



空き箱



チラシ類



・資源持ち去り対策の推進

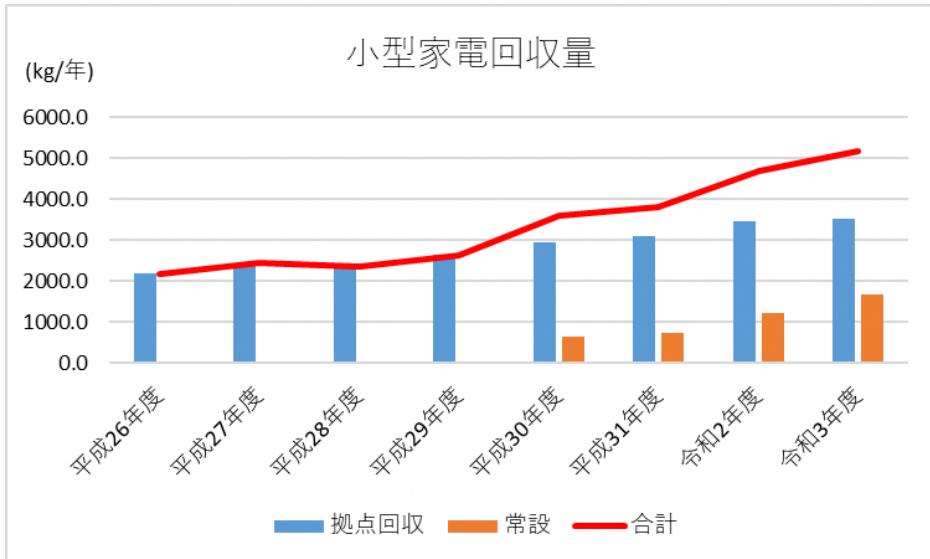
資源回収ステーションや町会・自治会などで行う集団回収場所における、第三者による古新聞や缶などの「資源の持ち去り」が、近年後を絶たない状況にあります。このようなことは、行政回収に協力していただいている区民の方にとっては許し難い行為であり、区民のリサイクル意識の低下、さらには区と区民の信頼関係を覆すことになりかねないものであり、排出された資源は区として責任をもって回収していかなければならないと考えております。

品川区では、「品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例」に基づき、持ち去り行為を禁止するとともに、持ち去り禁止命令に違反した者に対しては、5万円以下の過料を科すこととしています。また、早朝からパトロールを実施し、集団回収においては資源回収を表示する「持ち去り禁止テープ」を作成・配付し、活用していただくことにより、今後とも持ち去り行為に對して厳しく指導を行ってまいります。



・小型家電回収の充実と充電式電池への対応

小型家電リサイクルの認定業者との連携・役割分担により、回収ルートを拡大します。近年誤った排出により火災などの問題となっている充電式電池についても、販売店等での回収に加え、区役所・清掃事務所に回収ボックスを設置することから始めて、順次拡大してまいります。また、拠点回収の更なる充実を図り、小型家電回収量の増を目指します。



品川区の
小型家電ボックス



ボタン電池回
収促進センタ
ーによる回収
ボックス



一般社団法人
JBRC による
充電池回収ボ
ックス

【環境情報の積極的な発信】

・「ごみ・リサイクルカレンダー」の配布

ごみと資源の分別方法やごみの減量、環境に優しい暮らしの提案などを掲載した「ごみ・リサイクルカレンダー」を作成し、各地域センターほか区施設等で希望者に配布します。

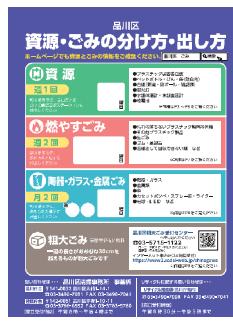
カレンダーの表紙や各月には区立小学校を通して募集した「小学生リサイクルポスター展」で選ばれた優秀作品を掲載し、未来を担う子どもたちに環境問題への関心を高め行動してもらえるよう意識の向上を図ります。



・転入者への「資源・ごみの分け方・出し方」の配布

資源とごみの分け方や出し方をわかりやすく記載した「資源・ごみの分け方・出し方」の冊子を転入手続きの際に配布します。日本語の他、英語、中国語、韓国語版を用意し日本語が分からぬ方にも資源・ごみの分け方・出し方について理解・協力してもらえるよう啓発を行っています。

区民に重要なお知らせがある時は全戸配布し、最新の情報に更新することできめ細やかでわかりやすく実践につながる情報発信を行います。



・「ごみ・リサイクル通信」の配布

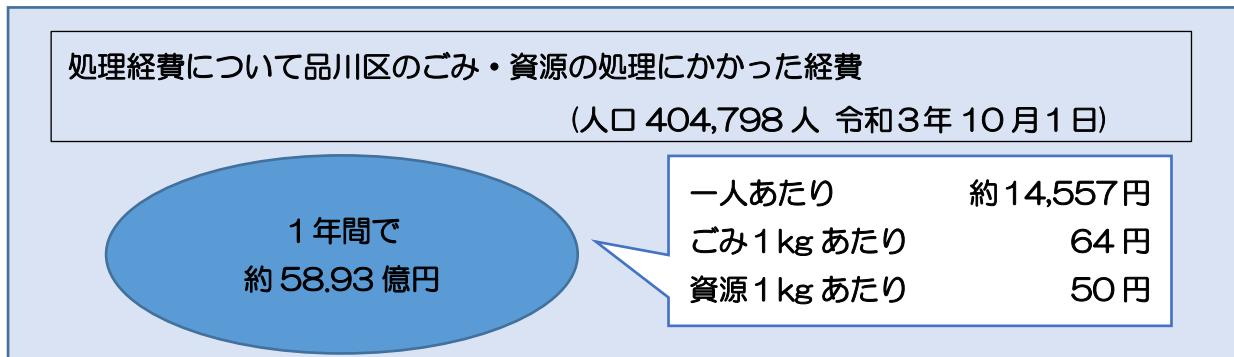
広報紙で伝えられなかった情報や時節に合わせた排出物についての注意、具体的な行動等を「ごみ・リサイクル通信」で補完し、ごみの減量とリサイクルの推進を図ります。

また、ホームページへ掲載し、廃棄物減量等推進員の活動や資源を分別する際の禁忌品（リサイクルに適さないもの）についてわかりやすく情報を発信します。



・ごみ・リサイクル経費の見える化

ごみ減量・リサイクル推進の必要性や効果について、身近な事柄や数値で表わし、区民にわかりやすく具体的な行動に結びつけてもらえるよう発信します。また、ごみ・リサイクル通信を活用し、区民一人あたりのごみ・リサイクルにかかった費用について「見える化」を図ることで清掃事業への関心を高めてもらえるよう周知や啓発をさらに工夫していきます。



(3) 取り組みの効果

【区民の自主的な活動の支援】

○集団回収事業推進による効果

集団回収事業を推進することは以下のような効果があります。

1.リサイクル意識の醸成

区民自らが回収に関わることにより、リサイクルに対する意識が高まる効果が期待されます。

2.家庭から出るごみの減少

どのようなものが資源としてリサイクルできるのかを考えることで、燃やすごみに出していた雑がみ等を集団回収として資源に出すことが期待できます。

3.質の高い資源を効率良く集めることができる

回収業者と関わりながら集団回収を行うことで資源として再利用できる品目を見定め、資源化に適合した品目を効率良く回収できます。

4.家庭・地域のコミュニケーションを深める

町会・自治会等の構成員が一体となって集団回収を行うことで、地域の一体感が向上します。

5.資源抜き取り防止につながる

区民が直接回収業者に引き渡す活動を行うので、持ち去りに対する抑止力になります。

6.報奨金の有効活用

受け取った報奨金を回収用具の購入や地域イベント等、様々な用途で使うことができます。

7.区のコスト削減

集団回収では、区民が自主的に回収業者を選定し回収依頼をすることになります。そのため行政回収と比べて車両や作業員に委託する費用が発生しない分、区のコストの削減につながります。



○集団回収業者支援による効果

回収業者の確保は、集団回収団体が安心して集団回収活動に取り組むためにも重要だと考えられます。支援金により回収業者を支援することで、古紙市況悪化の際でも集団回収を継続していくよう補填を行うことができます。また、回収業者の支援を継続することで、区内での安定的な回収につながり、新規で集団回収の登録を考えている団体の受入体制を整備できます。

○区民やリサイクル団体との協働事業の推進の効果

区民からの要請に応じて、資料提供や出前講座を行うことで官民一体となったリサイクル意識の醸成につながります。区民との協力体制を構築することで、分別の変更や回収品目の増加等があった際にも対応しやすくなることが期待できます。区からの一方的なリサイクルの推進ではなく、区民と共に歩んでいくことにより、双方にとってより効果的・効率的で持続的な社会を目指していきます。

○相談しやすい窓口体制の効果

相談しやすい窓口体制を構築することは区民のリサイクル・分別の協力に必要だと考えられます。分別に関する悩みがあった際に、相談しやすい窓口がなければ、資源になったはずのものが燃やすごみや陶器・ガラス・金属ごみに出されてしまう可能性があります。逆に、資源に出してはいけないものや禁忌品が資源に出され、リサイクル作業の非効率や車両火災につながるケースもあります。そういうことを防ぐためにも相談しやすい窓口体制を構築することは重要です。

また、相談しやすい窓口があることで、今後分別の変更等があった際の不明な点について的確に案内することができ、より良いリサイクルにつながります。さらに、問い合わせの多い内容を集計することで、「資源・ごみの分け方・出し方」等の啓発資料について、よりきめ細かで丁寧な案内につなげることもできます。



【区の資源回収事業の推進】

資源リサイクル品目の追加や、資源ステーション回収や拠点回収を充実させること、また、資源物の正しい品目を周知することや資源持ち去りを禁止・防止することで、品川区のリサイクル意識の向上を図り、ごみの減量と資源回収率および資源化率の向上に繋がります。

＜組成調査の結果より＞

○燃やすごみには26%の資源物が混入していました。

正しく分別されれば、燃やすごみが減量し、その分資源回収量がアップします。

○陶器・ガラス・金属ごみには24~27%の資源物が混入していました。

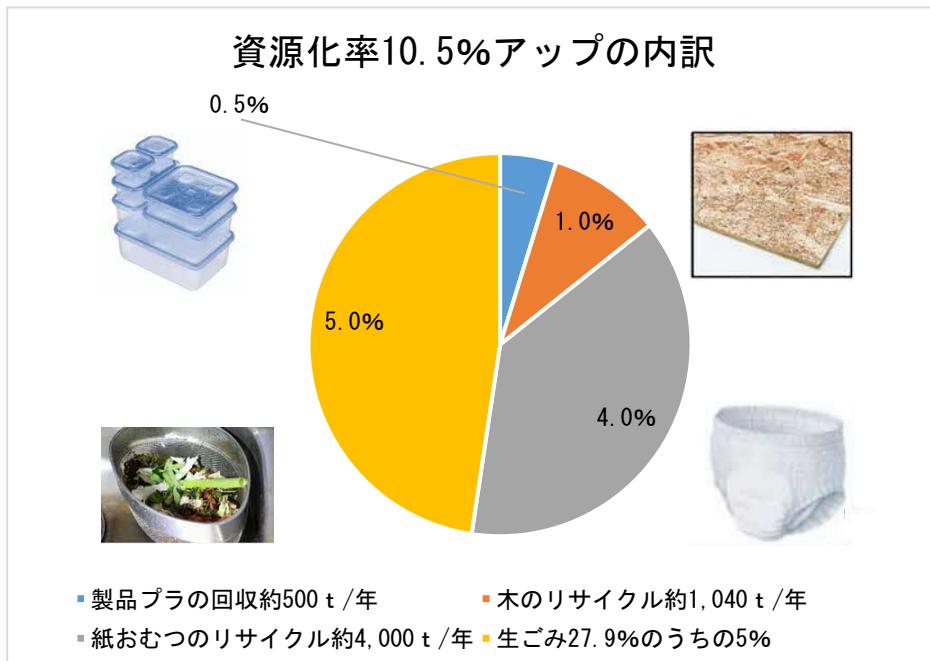
正しく分別されれば、陶器・ガラス・金属ごみが減量し、その分資源回収量がアップします。

＜資源回収ステーション回収について＞

広く効果的な周知活動を行っていくことで、不適正排出を無くし資源化率をアップさせることができます。また、資源回収ステーションの維持が困難になって来ている状況を鑑み、資源の各戸収集を視野に入れることで、資源回収ステーション提供者はじめ区民の複雑な要望に対して、幅広い対応が可能になります。

＜新たな資源リサイクル品目の充実について＞

法整備化された「製品プラスチック」だけではなく、今後新たな資源として注目されている「木製粗大ごみからのマテリアルリサイクル」や「紙おむつの水平リサイクル」、「生ごみの飼料・堆肥化リサイクル」など、今までごみとして分類され処分されていたものが「資源」に代わることにより、ごみの減量と資源化率10.5%アップが期待されます。



<資源持ち去りの指導>

パトロールの強化により、指導に至る事例は減少します。

持ち去りの減少により、適正なりサイクルが行われ、資源循環の確保に繋がります。

(件)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
815	504	404	342	305

<小型家電の回収>

今まで廃棄物として処分されていた小型家電がリサイクルされることで、以下のようなメリットがあります。

- ・最終処分場のひっ迫を防ぐ
- ・小型家電の不適正処理による環境汚染を防ぐ
- ・資源採掘時の環境負荷を減らす
- ・資源の大部分を輸入に頼る中、資源の確保につながる

また、小型家電回収ルートの充実により、リチウムイオン電池内蔵商品の陶器・ガラス・金属ごみへの混入を防止し、清掃車両や中間処理施設での火災を防ぐことが出来ます。



発火して焦げたタブレット



内部で火災発生した収集車

【環境情報の積極的な発信】

○「ごみ・リサイクルカレンダー」の配布の効果

子どもからお年寄りまで幅広い年齢層の方に資源・ごみの分別方法やごみの減量について、わかりやすく情報発信することで理解・協力を得ることができます。また、区民が積極的に資源・ごみの分別、減量に取り組むことで持続的な社会の実現が期待できます。



○転入者への「資源・ごみの分け方・出し方」の配布の効果

資源・ごみの分け方や出し方のルールは各自治体によって異なります。区に転入された方に冊子でわかりやすく案内することにより、転入された方がごみの分け方や出し方について理解し、取り組むことでごみの減量が期待でき地域の清潔を保つことができます。



○「ごみ・サイクル通信」の配布の効果

年4回、継続的に情報発信することで、より細やかな啓発を行うことができます。日々の生活に取り入れやすい具体的な3R実践方法の提案や、時節に合わせた排出物への注意喚起などを発信します。こうした啓発によって、3Rへの関心が高まります。また、区民の自主的な行動に繋がりごみの減量と資源化率の向上が期待できます。

○ごみ・リサイクル経費の見える化の効果

資源・ごみの分別、減量には区民一人ひとりの理解と協力が不可欠です。そこでごみ・リサイクル経費について具体的な数字を用いて表し、意識啓発を図ることで資源・ごみの分別、減量に向けて積極的な行動が期待できます。



<基本方針3>事業系ごみ削減の推進

(1) 区のこれまでの取り組み

【事業系ごみの発生抑制】

区では事業用大規模建築物の再利用計画書の提出による再利用とごみの減量の推進や、分別の徹底と再利用などの啓発パンフレットの作成・配布を通じて、事業系ごみの発生抑制を排出事業者に働きかけてきました。

また、飲食施設等から排出される生ごみの減量を目的として、区内事業所を対象に、平成29(2017)年度から令和2(2020)年度までの4年間、東京都の助成金を活用した事業用生ごみ処理機の購入助成(本体価格の1/3まで。最大40万円)を実施しました。区内6カ所の事業所に導入され、1事業所1日あたり30kgの生ごみ減量のほか、環境面では収集運搬・焼却時の二酸化炭素削減効果がありました。

事業系ごみの持ち込みごみ量は横ばい傾向が続いているため、事業者が意識・行動の変容に取り組めるよう継続支援し、発生抑制を一層推進していきます。



事業者向け啓発チラシの例



事業用生ごみ処理機

【事業系ごみの適正排出の推進】

中小規模事業者に対するふれあい指導(直接排出指導)、医療機関に対する医療廃棄物処理マニュアルの配布、収集運搬許可業者と連携した啓発などを通じて事業者に適正排出を働きかけました。

また、延床面積3,000平方メートル以上の事業用大規模建築物に対し、再利用計画書の提出と廃棄物管理責任者の選任を義務付けることによって、再利用とごみの減量を推進するとともに廃棄物管理責任者講習会を実施しています。平成28(2016)年度からは1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の事業用建築物にも再利用計画書の提出対象を広げています。

また、清掃工場に不適正物が搬入された場合には、東京二十三区清掃一部事務組合と連携して収集運搬許可業者や排出事業者に対し指導を行うなどして、適正排出を推進してきました。

【事業系リサイクルの推進】

拡大生産者責任（※注1）に基づいて、インクカートリッジや携帯電話などの回収・リサイクルが生産者によって行われています。

区は、これらの回収システムを区民に情報提供する、または回収システムに参加するなど事業者による自主回収を促進します。

また、区は独自のリサイクルシステムがない小規模な事業所へ向けて、当該事業所から排出される資源を回収する、事業系リサイクルシステムを推進してきました。事業系リサイクルのさらなる推進に向けて、積極的に情報発信をしていきます。

※注1 「拡大生産者責任（Extended Producer Responsibility）」とは？

廃棄物処理問題が山積する中、生産者に製造物のリサイクルや廃棄処理に関しても責任を負わせることで、略称はEPR。経済協力開発機構(OECD)が検討を重ねてきた考え方で、「EPRの本質は誰がごみ処理を行うかではなく、誰がごみ処理の費用を負担するかにある」としています。

日本では循環型社会形成推進基本法にその理念が盛り込まれました。平成15(2003)年度、自治体の資源処理負担額は、3,056億円となり、環境省は、平成17(2005)年5月に費用の一部を生産者に求める方針を示しました。

(2) 今後の具体的な取り組み

【事業系ごみの発生抑制】

・ごみ減量の啓発徹底

○紙ごみの資源化推進

平成24(2012)年度から令和3(2021)年度までの事業用大規模建築物再利用計画書のリサイクル率を見ると、段ボールやコピー用紙類は90%以上の再利用率ですが、「その他の紙類(メモ帳やはがき、包装紙などの紙ごみ)」がリサイクル率30%未満で推移しています。これは、多くの紙ごみを燃やすごみとして排出している実態を表しています。紙類は今後も事業所でのペーパーレス化が進むことが推測されますが、事業所での分別ルールの徹底を支援することで、再生利用できる紙類の資源化推進と紙ごみの排出抑制を啓発していきます。

○生ごみの減量

「生ごみ(厨芥)」のリサイクル率も30%未満にとどまっています。生ごみについては、飲食店等に対し仕入れ・製造・販売段階等での「廃棄しない工夫」、フードバンク・フードドライブや食品リサイクルなどを啓発していきます。

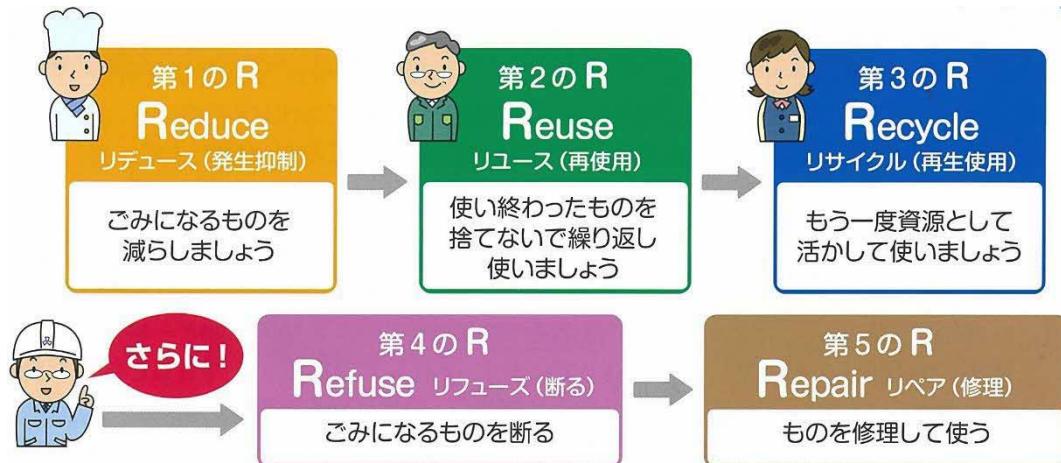
○テナントへの啓発チラシ配布

建物ごとに廃棄物管理をしている場合、テナントへの分別徹底の働きかけがしにくいため、区がテナントへの啓発チラシを作製配布し、ごみ減量を啓発していきます。

○資源化できる環境整備

排出事業者に対し、資源化ルートなどの紹介をすることによって、従来ごみとして焼却処分していたものをリサイクル品目として増やす等の方法によって、再生利用促進を支援していきます。

以上のような取り組みにより、排出事業者が主体的な発生抑制と3R+2Rに取り組めるよう継続支援していきます。



・製品の長寿命化への取り組み

従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」から循環型社会への変容が求められる中、事業系ごみについても、新たなリサイクル技術が日々開発されています。製造事業者のニーズ・社会の変化を的確に捉え、ホームページ等で事例を紹介することで事業者みずからが新たなごみ減

量に取り組めるよう支援していきます。

・簡易包装、詰替え可能な商品の取扱い

令和2（2020）年のレジ袋有料化に伴い、スーパー等へのマイバッグ持参が増えました。持参した容器への量り売りや詰め替え可能な製品を販売し、ごみが出ないよう工夫した小売店もみられるようになりました。区では販売業者へ一層のごみ減量を働きかけていくとともに、消費者へ販売業者の取り組み事例を紹介することで、ごみ減量を図っていきます。

・飲食店による生ごみの水切り等の徹底

飲食店に対し、家庭のごみ同様に生ごみの水切りや、宴会における3010運動（乾杯後30分と終了前10分に食べることに集中し、食べ残しを減らすキャンペーン）などによるごみ減量を区ホームページや広報紙等で呼びかけています。

飲食店における生ごみの減量には、このほかに飼料化・堆肥化によるリサイクル、生ごみ処理機の活用などがありますが、仕入れ・製造・販売段階等での「廃棄しない工夫」や、フードバンク・フードドライブなどによる未利用食品の活用などの発生抑制を事業者に対して働きかけていきます。



・区施設におけるリサイクルの促進、再生品の積極的な利用

区は、再生紙・エコマーク商品などの再生品積極利用、会議資料の電子化等による紙使用の削減、区施設におけるごみ分別・再利用の徹底を行っています。また、区立学校・保育園等では給食残渣（生ごみ）のリサイクル（飼料化）を行い、ごみの減量に取り組んできました。

今後も、DXの推進によるペーパーレスの促進、区施設における生ごみ処理機の導入をはじめ、一層のごみの発生抑制とリサイクルの促進に取り組みます。

【事業系ごみの適正排出の推進】

・不適正排出についての指導・助言

分別の徹底、周囲の環境に配慮した排出などについて事業者に対し直接指導を実施しているほか、清掃工場に不適正物が搬入された場合には、収集運搬許可業者や排出事業者に対し指導を行ってきました。公衆衛生と環境保全のため、今後も細やかな排出指導を継続していきます。

品川区一般廃棄物排出実態調査において、事業系有料ごみ処理券シールの貼付率は8割程度にとどまっており、区は、未貼付事業者に対し、費用負担の公平性を保つためのふれあい指導を強化するとともに、事業者に廃棄物処理のコストを意識してもらうことで「なるべくごみを出さない事業活動」への意識・行動の変化を促しています。

事業系ごみの区による収集は、家庭ごみの収集に支障がない範囲で実施するものであるため、原則として新規の収集を受け付けていません。公平性を確保するため、現在区で収集をしている事業者のうち、日量40kgを超えるごみ量の事業者に対しても、許可業者による収集のメリ

ットを示しながら移行を積極的に促していきます。

○許可業者収集のメリット

- ・ごみの収集日・時間帯を選べ、効率的な廃棄物処理ができる
- ・区の収集より交渉次第で処理料金を抑えられる
- ・収集時間帯の指定により、保管場所に廃棄物がある時間を短縮することで、カラス被害・悪臭を抑えられる

・事業用大規模建設物に係る立ち入り調査

○リサイクル率の低い事業者への優先立ち入り

事業用大規模建築物に対しては、定期的に立ち入り調査を行い、保管場所の確認や排出・分別、再利用状況に関する指導を実施しています。従来の分別に加えて、シュレッダーくずや製品プラスチックなど、近年リサイクル可能となった新たな資源化可能物について情報提供をするなど、業種・事業所に適したアドバイスを実施するとともに、リサイクル率の低い事業者に対しては優先的に立ち入り調査を実施していきます。

また、近隣区との共同立ち入り調査を通じて、調査・指導の充実を図っていきます。



立ち入り調査の様子

(件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
立入件数	118	122	122	43	22

○3Rアドバイザーの有効活用

事業所から排出される廃棄物（事業系廃棄物）は、産業廃棄物と一般廃棄物に分かれ、産業廃棄物は東京都、一般廃棄物は区が指導監督の担当に分かれています。そのため、区の担当者と東京都の3Rアドバイザーが連携して事業所へ立ち入り調査を行ったり、廃棄物管理責任者講習会に講師として招いたりすることで、より専門的な知見によるごみ減量・3Rの推進に取り組んでいきます。

・医療廃棄物の適正排出指導

医療機関から排出される感染性医療廃棄物の適正な排出方法について、2年に一度「医療廃棄物処理マニュアル」を配布し、産業廃棄物の監督部署である東京都とも連携して排出指導にあたります。医療廃棄物には該当しませんが、事業所において発生する感染症対策に関するごみの捨て方についても、収集運搬時の安全に配慮した排出方法の広報をホームページや啓発チラシで継続して行ってまいります。



医療廃棄物処理マニュアル

【事業系リサイクルの推進】

・インクカートリッジ里帰りプロジェクトの推進

プリンターメーカー4社が協力して、家庭用インクジェットプリンターの使用済みカートリッジの回収から再資源化までを、共同で運営しているプロジェクトです。

専用の回収箱に入れられたカートリッジは仕分け拠点に届けられ、プリンターメーカーごとに仕分けしたのちに各メーカーに戻されます。戻されたカートリッジはメーカー側でリサイクルされます。

区は平成23(2011)年から当プロジェクトに参加し、区内の郵便局8カ所と区内施設26カ所の計34カ所に回収箱を設置しています。広報紙への掲載をはじめ、今後さらなる当プロジェクトの周知・普及啓発を推進していきます。

※プリンターメーカー4社の純正品が対象となります。

※事業所から出たカートリッジやトナーカートリッジは対象外です。



インクカートリッジ回収箱

全国約3,600の郵便局、および一部の自治体の施設にあります。

品川区では区内郵便局8カ所、区内施設26カ所に設置しています。

・事業者自主回収の情報提供

区で行っているごみ収集・資源回収では回収できない一部の品目について、製造や販売を行った事業者、メーカーが自社の製品を回収しています。

「家電リサイクル法」に基づいてリサイクルが義務づけられている家電製品、「資源有効利用促進法」に基づいて各メーカーが回収・リサイクルするパソコンなど、特定品目についての処分方法を区のHPや広報等にて周知、啓発を通じて情報をより浸透させていくための手法を検討します。

適正なリサイクルルートに乗せるための情報を積極的に発信することで、廃棄物の発生抑制に寄与していきます。

・事業系リサイクルシステムの推進

区では「品川区リサイクル事業協同組合カムズ」と連携し、事業系リサイクルシステムの仕組みを構築しています。お店や会社などの事業活動によって排出される廃棄物の発生を抑制し、分別排出された資源をリサイクルするための仕組みで、平成24（2012）年からの10年間で734件の事業者が区収集から移行しました。今後も事業所へ向けたリサイクルシステムのさらなる普及啓発、利用の促進に効果的な手法を検討していきます。

具体的な啓発手法として、リサイクル案内パンフレットを作成し活用を促すと同時に、「品川区リサイクル事業協同組合カムズ」と連携して、中小規模事業者が分別した資源の回収を図ります。

○事業系リサイクルシステムのメリット

- ・排出事業者と回収業者が直接契約するため、区の資源回収より安価に回収できます。
- ・また、事業所まで直接回収に行くため、朝早く資源回収ステーションに出さずに済みます。

(3) 取り組みの効果

【事業系ごみの発生抑制】

◆ごみ減量の啓発徹底

紙ごみの資源化推進、テナントへの啓発チラシ配布、排出事業者が資源化できる環境整備などをはじめ、区が業種ごとのきめ細やかなごみ減量対策を働き掛けていくことで、排出事業者と従業員が主体的にごみ減量と3Rに取り組むようになり、事業系ごみの減量と資源化につながります。

◆製品の長寿命化への取り組み

事業者が製造段階から長寿命化に取り組んだ製品を販売することにより、消費者の購買行動が変容し、製品を長く使用することによるごみの減量効果が期待されます。

◆簡易包装、詰替え可能な商品の取扱い

事業者の取り組みにより、消費者の購買行動が変容し、ごみの減量と資源化が向上することが期待されます。

◆飲食店による生ごみの水切り等の徹底

生ごみの水切り徹底や食べ残しを減らす啓発や、飲食店が仕入れ・製造・販売段階から食品を廃棄しない工夫を徹底することによりごみの減量効果が期待されます。

◆区施設におけるリサイクルの促進、再生品の積極的な利用

区施設が率先してリサイクルや再生品利用に取り組むことで、区民や区内事業者に対する模範となり、リサイクルを促進していきます。

【事業系ごみの適正排出の推進】

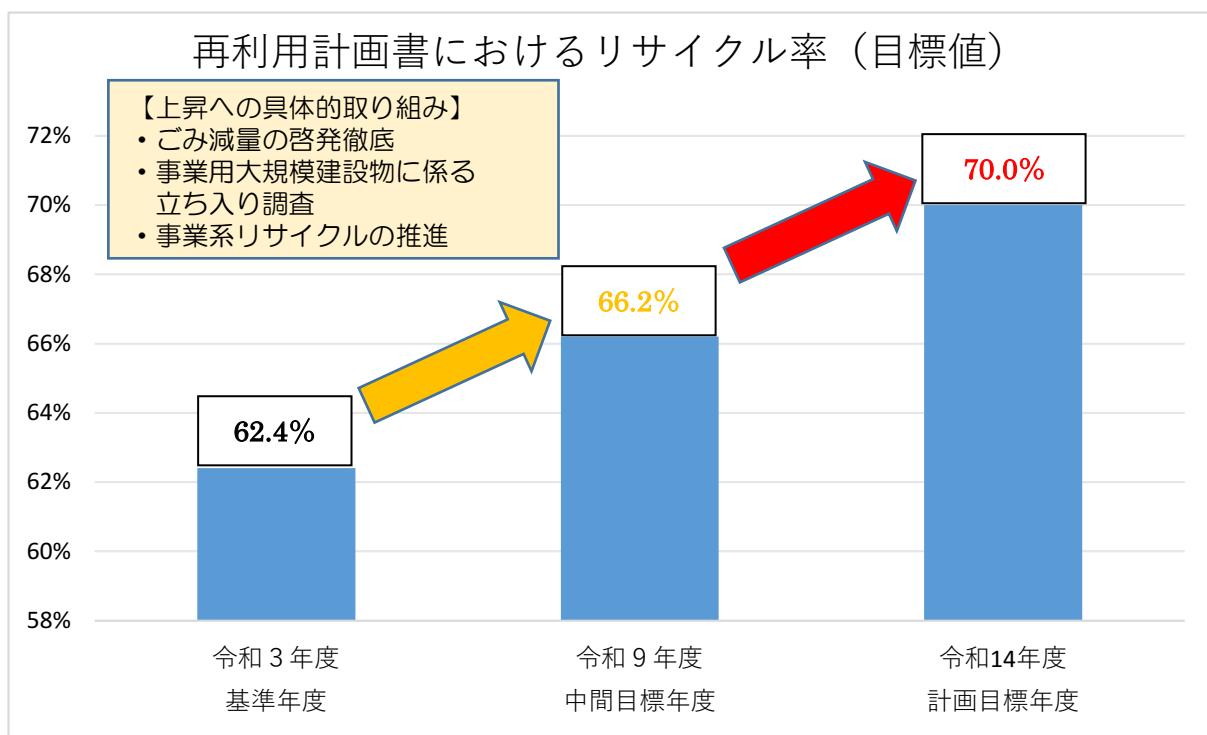
◆不適正排出についての指導・助言

不適正排出を指導することで、ごみの分別が適正に行われ、ごみの減量・資源化促進につながります。また、多量排出事業者に業者収集への移行を促し、業者との契約によって収集の回数、時間、場所等を決めることで、ごみが出されている時間が短縮され、衛生環境の向上につながります。

◆事業用大規模建設物に係る立ち入り調査

リサイクル率の低い事業者への優先立ち入りや3Rアドバイザーの有効活用などにより、事業用大規模建築物におけるごみの減量と資源のリサイクルを促進し、再利用計画書上のリサイクル率を増加させることにより、持ち込みごみ量を削減します。

平成24(2012)年度から令和3(2021)年度までの再利用計画書におけるリサイクル率の平均は64.9%でしたが、令和5年度以降の取り組みにより、再利用計画書におけるリサイクル率70%を目標に改善します。



その他の効果として、事業系ごみの排出時の周辺環境保全、一般廃棄物と産業廃棄物の適正分別による資源化の推進やごみ減量の効果があげられます。また、適正な処理による東京二十三区清掃一部事務組合清掃工場の健全運営と区が負担している分担金の削減も期待されます。

◆医療廃棄物の適正排出指導

医療廃棄物の適正排出が促進されることで、周辺の環境衛生の保全と、収集運搬時の安全が確保されます。

【事業系リサイクルの推進】

◆インクカートリッジ里帰りプロジェクトの推進

インクカートリッジもリサイクルができるという事を、広報紙等を活用して区がさらなるプロジェクトの取り組み内容を普及啓発する事で、リサイクルや3Rへの関心を高めることができ、可燃ごみの発生抑制と資源化の促進が期待されます。

◆事業者自主回収の情報提供

処分方法が区の収集ではなく製造・販売事業者が処分するものを明確に案内することで、適正排出の促進とリサイクルルートの周知に繋がり、不法投棄や不適正排出の減少が期待されます。

◆事業系リサイクルシステムの推進

- ・事業系廃棄物の組成について

燃やすごみの中には28.6%の資源物が混入していました。

陶器・ガラス・金属ごみの中には27.5%の資源物が混入していました。

事業系リサイクルシステムに参加していない事業者に対して、リサイクル案内パンフレットの配布やリサイクルシステムのメリットを周知することで、排出事業者と従業員が廃棄物の適正分別に対する意識向上と、事業系リサイクルシステムを活用することが期待されます。そして、これらのが事業系廃棄物の組成に含まれる資源物を正しいリサイクルルートに乗せることになり、事業系ごみの減量と、事業系リサイクル率の改善に繋がります。

<基本方針4>ごみの適正処理の推進

(1) 区のこれまでの取り組み

【適正排出の推進】

区では、生活環境の維持・保全および公衆衛生の向上を目的に、平成12（2000）年5月より区内の主な商店街6カ所で早朝収集を行い、平成17（2005）年10月からはごみの分別意識の向上やごみ減量の促進を図るため、23区に先駆けてごみの各戸収集を区内全域で展開してきました。ごみを各戸ごとに収集することで排出者責任の明確化と適正排出の意識を高め、不適正排出については直接訪問してごみの分別指導および助言を行ってきました。ワンルームマンションにおけるごみの減量と適正排出にも取り組み、オーナー・管理人・管理会社と連携を取り、冊子の配布や注意看板の設置など、ごみの適正排出に努めてきました。特に陶器ガラス金属ごみで出されるスプレー缶やライターは車両火災に繋がる恐れがあるため、個別指導とチラシ配布による啓発に力を入れ、広報やホームページでも定期的に掲載し、広く周知してきました。

また、カラスによるごみの散乱を防ぐため、ごみ量の多い集合住宅への防鳥ネットの貸し出しも適正排出の一環として行ってきました。使用年数や劣化に応じてネットの交換や追加を行い、夜間からごみを出さない、収集日以外はごみをださないなど個別に適正排出の指導を進めてきました。戸建てについても、冊子やリーフレットを配布、ごみ容器の使用を推奨してきました。不法投棄対策では地域住民および町会と対策を検討し、ふれあい指導班によるパトロールや注意看板の設置、排出者への直接指導を行っています。ふれあい指導班の職員がベストを着用し、排出指導の専門チーム「しながわ　きれいにする象」として、ラッピングカーで区内全域をパトロール、排出マナー向上や啓発、排出状況を調査しながら改善に向けて指導および助言を行っています。

本計画では、これまでの取り組みに加え、より効果的なごみの適正排出を推進するため、地域住民との協働による取り組みをさらに強化していくことを掲げます。

【効率的で環境負荷の少ない収集体制】

資源やごみを安定的、効率的に収集・運搬するため、ごみ量に応じて作業計画を作成し、数字に基づいた収集体制の見直しを行ってきました。収集ルートの変更に伴い、雇上会社や委託事業者と効率性を高めながら、適正にサービスの向上に取り組んできました。

また、年々増加傾向にある粗大ごみについても、中継所の変更を契機に作業体制从根本から見直し、委託事業者と連携を図りながら無駄のない効率的な収集体制を確立してきました。申し込みから収集までに要する日数を短縮するため、申し込み量の増加に応じて臨時車を要請、期間短縮に努めてきました。区有車である直営車両においても、令和2（2020）年度より環境に配慮したハイブリッド車を2年続けて購入し、環境負荷の低減に努めてきました。

本計画では、これまでの取り組みに加え、安全・安心な区民生活を支える効率的で環境負荷の少ない収集体制をさらに推進、確立することを掲げます。

【環境教育】

区民および事業者の環境への理解と関心を高めるため、毎年開催されていた「しながわ ECO フェスティバル」などのイベントで、クイズ形式のゲームやアンケートを実施し、リサイクルに興味を持ち3Rへの理解が深められるよう啓発に取り組んできました。また、実際に再利用した園芸土を使うことでリサイクルの重要性を実感できるように、拠点回収で引き取った土を再生処理した園芸土の無料配布を行ってきました。年4回開催する区民参加型の「ごみ・資源追っかけ隊」では、紙類やびん、缶、ペットボトルのリサイクルについて学べる工場見学会を開催し、ごみの減量とリサイクルの大切さを伝えてきました。町会や自治会、PTA やその他グループを対象にした出前講座では、テーマに沿って区のリサイクル活動を説明、区民・事業者と協働による3Rを推進してきました。また、子どもを対象とした環境教育として、小学生ごみ減量・リサイクルポスター展、小学生用啓発冊子の配布、スケルトン車両による環境学習事業を実施しております。これらの取り組みを通じて子どもに対し、ごみやリサイクルに関する問題について普及・啓発を行っています。

本計画では、これまでの取り組みに加え、ごみの減量や分別が日常生活や事業活動にどのような効果をもたらすかをわかりやすく伝え、区民および事業者の3R行動への意欲を高める効果的な普及と意識啓発を強化していくことを掲げます。

【区民参画の推進】

区民からの要望や意見を反映させた清掃事業の運営にあたっては、区長の付属機関として設置する「品川区廃棄物減量等推進審議会」からの答申や、町会・自治会からの推薦および希望する区民による「廃棄物減量等推進員」の活動から寄せられる貴重な意見を取り入れてきました。区民の目線からの意見・要望を、日々の清掃事業に反映させるとともに、地域への情報提供の場としても活用しています。

また、集団回収の実施にあたってのサポートや地域ボランティアによる清掃活動で排出されるごみの収集など、区民の自主的な活動も支えてきました。

(2) 今後の具体的な取り組み

【適正排出の推進】

・各戸収集・早朝収集の実施

- ・各戸収集の特性を活かして区民サービス向上を目的とした「ひと声収集」を目指します。
- ・高齢者や障害者（体の不自由な方）のみならず、小さな子どもを育てるひとり親世帯や妊婦などにも、対象者を広げ地域の見守り機能の充実を目指します。
- ・ごみの減量と適正排出を促進するため、各戸収集のメリットであるマンション管理人との良好なコミュニケーションを引き続き形成するとともに、緊急時の情報連絡手段の確立を目指します。
- ・都市活動が始まる前に商店街・繁華街のごみの早朝収集を行うことで、カラス被害を大きく減少し、通勤時の歩行の妨げを防ぎ、街の美観の維持に寄与していきます。
- ・適正排出と分別意識の向上、生活環境の平等性を図る目的として、燃やすごみ・陶器ガラス金属ごみと同様に、資源回収についても各戸収集とする計画を検討します。



各戸ごとにごみを収集する職員



排出調査を行うふれあい指導班

・不適正な分別についての指導・助言（ふれあい指導）

- ・今後は多くの外国人観光客と居住者が見込まれます。新規で事業を行う外国人が事業系ごみの排出方法を正確に理解できる指導を推進するため、タブレット端末の翻訳機やAI技術を用いて職員と対象者の相互理解できる最新機器の導入を目指します。
- ・便利でわかりやすい無料通信アプリを用いた「ごみ分別アプリ」（資源等の分別ができる機能や収集日程カレンダー機能を備えたスマートフォン用ごみ分別支援アプリ）を導入し、利用者の声を取り入れながらサービス向上を目指して配信を検討します。
- ・ふれあい指導班を増員して区内の隅々までパトロールを行い、新たなサービス（軽微なお手伝い・高齢者訪問収集などの拡大・不法投棄即日回収）を展開するよう検討します。
- ・排出指導用の外国語版の冊子（英語・韓国語・中国語）を充実させていきます。

・高齢者等ふれあい収集の実施

- ・妊婦や子育て中のひとり親世帯、病気・けがなどで一時的にごみ出しが困難な方も対象と

する事業拡大を目指します。

- ごみの収集だけではなく、利用者の声を取り入れながらより優しいサービスの充実を図ります。
- 在宅医療廃棄物や使用済み紙おむつなどの再資源化に向け医療機関、収集運搬業者等の関係機関と連携して収集運搬処理方法の在り方についても検討します。

ふれあい収集 実施件数 (件)		
平成 29 年度	令和元年度	令和 3 年度
514	564	601



ふれあい収集案内パンフレット

・スプレー缶等の適正な排出方法の周知

- 危険物の別回収・収集車両の変更を含め、最善の収集方法を確立します。
- 各戸収集の特性を活かし、世帯毎の啓発・周知の方法を検討します。
- 引き続きホームページ、「ごみ・リサイクル通信」、「資源・ごみの分け方・出し方」の冊子等へ掲載することで注意喚起していくとともに、誰にでも分かりやすく見やすいように内容の充実を図ります。
- 小型充電式電池の処理に関しては、小型充電式電池のリサイクルを推進する一般社団法人JBRCと連携し回収BOXを増設します。
- 膨大な委託経費が掛かっているスプレー缶・ライターの処理についてはライターも同時に処理出来るスプレー缶圧縮機を導入し安全性を確保した上で効率的に処理するだけでなくコストを大幅に削減します。



回収 BOX



スプレー缶圧縮機

・在宅医療廃棄物の適正処理

新型コロナウイルスが蔓延したことにより、在宅医療に注目が集まり国によって推進されてきましたが、それに伴う在宅医療廃棄物の不適正排出が続出しているのが現状です。

そこで、区内の病院・診療所等の医療機関と連携し、在宅医療廃棄物の適正な排出方法を区民へ周知、啓発していきます。注射針は指定の医療機関、薬局にある回収箱へ戻すことを原則とし、資源や燃やすごみに出さないこと。インターネットで検査キット等を購入する際は、使

用した器具を必ず返却することを明記した機関から購入するよう促す等を啓発していきます。

・不法投棄対策・カラス対策

- ・引き続きホームページや「ごみ・リサイクル通信」「資源・ごみの分け方・出し方」の冊子、「ごみ・リサイクルカレンダー」等へ掲載することで適正排出を促します。同時に、区民のニーズに合わせた情報媒体の拡充を図っていきます。
- ・「しながわ きれいにする象」や資源パトロールの強化に加え、収集現場からの正確な情報を得ることで、区内の不法投棄やカラスの被害状況の把握をします。
- ・関係部署と事前に綿密な打ち合わせを行ない、速やかな対応が出来るように準備します。
- ・外国人の居住者が増加している現状を鑑み、外国語での啓発・分別指導を充実させます。
- ・廃棄物減量等推進員や町会、自治会等、地域の方と協力し不法投棄の状況把握と改善に努めます。



【効率的で環境負荷の少ない収集体制】

・効率的な収集運搬体制の構築

○安全・安心・安定的な収集運搬体制の整備

新型コロナウイルスにより、在宅ワークによるごみの排出、持ち帰りやデリバリーによるごみの排出など、新しい生活様式によるごみ量の増加においても清潔を維持するために収集運搬体制の改善を適宜行ってまいります。

○ごみ収集運搬の効率化

作業効率や適正な車両を配車するなど費用対効果に留意し、定期的に収集ルートの見直し、デジタル化を行ってまいります。

○資源回収の効率化

令和5（2023）年度から製品プラスチックの資源回収が適宜始まります。作業効率のよい適正な車両を選定しプラスチック製容器包装とともに回収するシステムを構築します。



資源回収車



車両運行管理システム（イメージ）

○粗大ごみ回収の効率化

定型業務などRPAを活用するなどデジタル化を推進し、個人情報関連の安全性を高めます。また、電子マネーでの支払いを検討してまいります。申請から回収まで一週間以内を目

途に区民を待たせず、簡単に安心して粗大ごみを出せるように取り組んでまいります。

○車両運行管理システムの導入

収集ルートの最適化を図りエネルギー消費を抑えるため、運行管理システムを導入します。

・環境負荷の少ない車両の使用

今後は走行時および作業時に、静粛性が高く大気汚染物質を排出しないEV車や燃料電池ごみ収集車を、情勢に合わせ区の収集運搬業務への導入の可能性を検討します。

【環境教育】

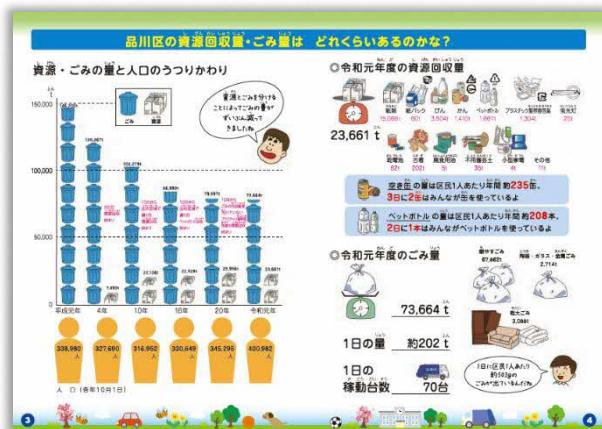
・小学生ごみ減量・リサイクルポスター展

ごみ減量、清掃・リサイクルに関するポスターを小学生より募集し、応募のあった作品を今後の清掃・リサイクル事業の普及・広報に活用することで、区民のごみ減量とリサイクル意識の向上を図っています。また、子どもたちに小学生のうちから限りある資源を大切にし、ごみ減量やリサイクルの問題を考えるきっかけを与えます。今後も小学生にごみ減量やリサイクルの問題を考えてもらうために、各小学校・義務教育学校へポスターの募集を依頼します。また、多くの生徒に応募していただくために、引き続き各学校への周知・依頼に努めてまいります。



・小学生用啓発冊子の配布

小学4年生に対し、資源・ごみの分け方や清掃工場の役割、リサイクルの方法等について記載した冊子を配布しています。本冊子を配布することで、品川区のごみの様子を知り、小学生のうちから、ごみの分別やリサイクルを行う大切さについて、クイズやイラストを通じて楽しく学べることを目的としています。また、授業における副読本としても活用されています。



・スケルトン車両等による環境学習

環境学習を従来の区内小学校、幼稚園、保育園に加え、中学校や高校まで対象を広げ、清掃車の仕組みが分かるように改造した「スケルトン車両」等を活用したごみの積み込み体験やごみ・資源の分別ゲームなどのほか、コロナ禍でも安心して授業ができるオンライン学習に対応した環境を整え、幼少期から学齢期における環境に対する意識を啓発します。



・各種イベントにおける啓発展示

区民が参加するイベントでは、ゲームやクイズを楽しみながら環境問題に積極的に取り組んでもらうように促すだけでなく提供する内容をより充実させ、普及啓発を推進することで、区民の生の声に触れる機会だと捉え取り組んでいきます。

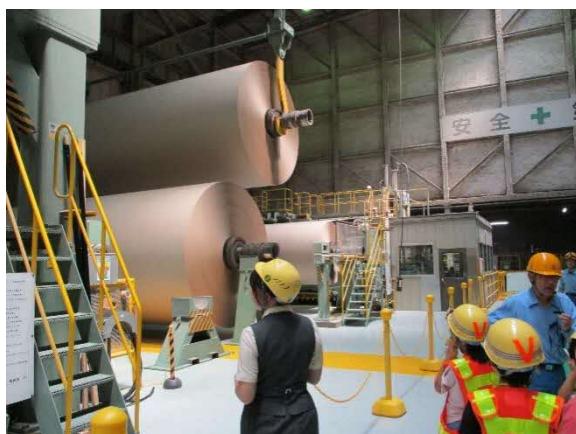
エコルとごしでのイベントおよび「みどりと花のフェスティバル」においては、引き続き再生園芸土の無料配布を行い、リサイクルの重要性を伝えていきます。

・出前講座の実施

出前講座では、町会や自治会だけではなく、地域の企業に対しても講座を開催し、区全体の取り組みとして、テーマに沿ったごみの減量・リサイクルの推進を図ります。

・「ごみ・資源追っかけ隊」の実施

区民自らリサイクル工場を見学、リサイクルの大切さと重要性を学ぶことで、環境問題への意識を高める取り組みを行っていきます。



【区民参画の推進】

・品川区廃棄物減量等推進審議会の運営

品川区廃棄物減量等推進審議会は、平成 13（2001）年7月より第1期の審議会をスタートさせました。

区長の付属機関として区議会議員、学識経験者および区民のうちから区長が委嘱する20名以内で構成され、任期は2年です。この審議会の設置は「品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例」で定められており、会議で発言のあった意見などを参考に清掃事業運営に反映させていきます。

・品川区廃棄物減量等推進員制度

一般廃棄物の減量および適正な処理に関し、熱意と識見を有する区民の方々に地域における活動を担うため、区は町会・自治会からの推薦や公募により推進員を委嘱しています。任期は2年間で、令和4（2022）年度は約550名が活動しています。

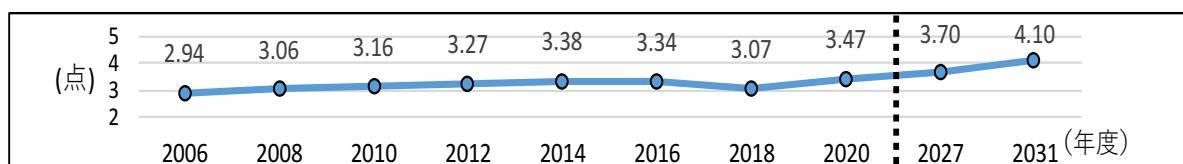
主な活動内容は、ごみの発生抑制と分別の徹底を実践することや地域における資源やごみに関する指導・相談・報告を行っています。また、清掃リサイクル事業における普及啓発に資するため、施設見学会や研修、地域単位での地区連絡会による情報共有、清掃リサイクル事業に関する意見聴取も行っています。

(3) 取り組みの効果

【適正排出の推進】

- ・商店街や繁華街のごみを早朝に収集することで街の美観を維持し、活発な都市活動を生み出すことができます。
- ・各戸収集を充実させるほか、資源回収についても各戸収集とすることで、分別意識の向上を図り、適正排出とごみの減量、資源の促進につなげていきます。
- ・年齢や性別、国籍等、区民それぞれの立場に立った分かりやすい周知を確立することで、危険物と処分方法を広く浸透させ、収集時だけでなく運搬・処理の過程においても事故を未然に防ぐことが出来ます。
- ・区では収集困難な廃棄物に関して、関係団体と連携して回収ルートを拡充することで、区民の不安と疑問を解消し、安全な処分ができます。
- ・ふれあい収集の内容を充実させ、高齢者や障害者が安心して暮らしていく生活環境を構築します。

品川区世論調査（生活環境に関する評価「まちの清潔さは」）より抜粋



※評価点 4.0 以上を目指していきます。

- ・区民のニーズに合った情報媒体を利用することで周知度が上がり、多様化する環境問題を自分のこととして受け止め、ごみの適正排出への意識が高まります。
- ・今まで周知が足りなかった外国人へのアピールを充実させることで、日本で生活する上でのごみの考え方を理解してもらい、不法投棄を防ぎます。
- ・カラス被害に関しては、清掃事務所で速やかな対応を実行するだけでなく、区民一人ひとりが工夫し取り組むことで、被害を最小限度に抑えることが出来ます。
- ・不法投棄やカラス対策にしっかりと取り組むことが、街の美化・豊かな生活環境の実現につながります。



注意看板の設置

【効率的で環境負荷の少ない収集体制】

- 安心して暮らせる区民生活を支える

今後もいかなる状況においても廃棄物処理を安定的に行い、ライフラインを守り暮らしを支えます。

- 財政負担の軽減・環境負荷の軽減

作業効率を適宜見直すことにより財政負担の軽減や収集作業時の CO₂削減が期待できます。

- 作業効率の改善および環境負荷の軽減

プラスチック製容器包装とともに製品プラスチックの回収を同時にを行うことで作業の効率化を図り環境負荷の軽減が期待できます。

- 粗大ごみ回収率の改善および環境負荷の軽減

デジタル化を推進することにより回収率を高め、申請から一週間以内の回収が期待できます。電子マネーの支払いにより簡素化が期待できます。

○車両運行管理システム

- 収集業務をリアルタイムで把握し住民対応が迅速に行えます。

- 運行状況を管理することで運転手の安全運転への意識付けができ、スピード超過や一時停止など交通違反の抑止になります。

○環境にやさしい清掃車両の導入

走行時および作業時に、静粛性が高く大気汚染物質を排出しないEV車や燃料電池ごみ収集車を、情勢に合わせ区の収集運搬業務への導入することで、環境負荷の軽減が期待できます。



燃料電池ごみ収集車

(出典:東京都環境局 HP)

【環境教育】

- 各種イベントを、区民が楽しんで参加出来る内容にすることで、進んで環境問題に取り組んでもらい、より豊かな生活環境を作り上げます。
- リサイクル工場を直に見学することで、環境への関心が高まります。
- 引き続き再生園芸土を配布することで、環境に配慮した無駄のない取り組みを進め捨てない意識を高めます。
- 出前講座の内容を充実させるとともに、町会や自治会、企業へ啓発することにより、区民・事業者の3Rへの関心をさらに高める取り組みを行うことができます。また、地域コミュニティの輪が拡がり、リサイクルの機運が高まります。
- 子どもや高校生までを対象とした様々な環境教育を通じ、子ども達が幼少期から学齢期まで環境問題について学び、考えることで普及・啓発が図られます。また、小学生ごみ減量・リサイクルポスター展では、小学生だけではなく、来場した区民等に対しても、ごみの減量やリサイクルの推進について普及・啓発ができます。環境問題の多くが、私たちの日常生活や通常の事業活動に起因し、不特定多数のものが原因になっているのと同時に、その影響を受けるものとなっています。区ではこれらの取り組みを通じてさらなるごみの分別や、リサイクルの推進を図ってまいります。



【区民参画の推進】

審議会は、今後の区の清掃リサイクルの事業運営にあたり、区民や有識者からの意見に対応していくための貴重な機関となっています。今後の事業運営にあたり、日々変化していく環境の変化に的確に対応していくためにも、今後も審議会からの意見をしっかりと事業運営に生かしていきます。

推進員の活動は、区がごみ減量やリサイクルへの取り組みを実施していくうえで、非常に大きな役割を地域で担っています。地域の中での活動は、より隅々まで情報を発信していただけるものであり、区民一人ひとりの意識向上に大きくかかわっています。引き続き、地域におけるリーダーとして、清掃リサイクル事業の普及啓発を実践していただけるよう、区はサポートしていきます。

3.6 進行管理 PDCA サイクル

本計画を進行管理するため、毎年の点検・評価について品川区廃棄物減量等推進審議会を通じて行います。基本理念、基本方針に沿ってそれぞれの施策が効果を発揮しているか、目標達成に向けた取り組みが行われているか等をチェックし、各施策の方針見直しや本計画策定5年後である令和9（2027）年度の中間見直しに反映させてまいります。

具体的なPDCAサイクルは、本計画策定を「Plan」、具体的な取り組みの実施を「Do」、品川区廃棄物減量等推進審議会等における点検・評価を「Check」、各施策の方針見直しや5年後の中間見直しを「Action」とします。繰り返し一般廃棄物処理事業全体の課題を明らかにして、最善の施策を模索することで適切な進行管理を進めてまいります。



図3－1 PDCAサイクル

第4章 生活排水処理基本計画

4.1 現状

(1) くみ取りし尿

区内の公共下水道普及率は 100%に達しており、し尿を含む生活排水は公共下水道によって処理しています。しかし、やむを得ない事情により水洗化できていない一般家庭のくみ取りし尿については、区が収集を行っています。対象世帯は年々減少し、令和3（2021）年度の品川区内の収集戸数は5戸です。

表 4-1 くみ取りし尿の収集戸数と収集量

年度	H29	H30	R1	R2	R3
収集戸数(世帯)	7	7	7	6	5
収集量(t/年)	7.25	7.16	7.97	6.72	5.62

収集したし尿は、東京二十三区清掃一部事務組合が管理する下水道投入施設（品川清掃作業所）で、し渣（汚水の中に含まれる固体不純物）等の不純物を取り除き、希釈等により下水道排出基準を満たす状態に処理した後、下水道に投入しています。

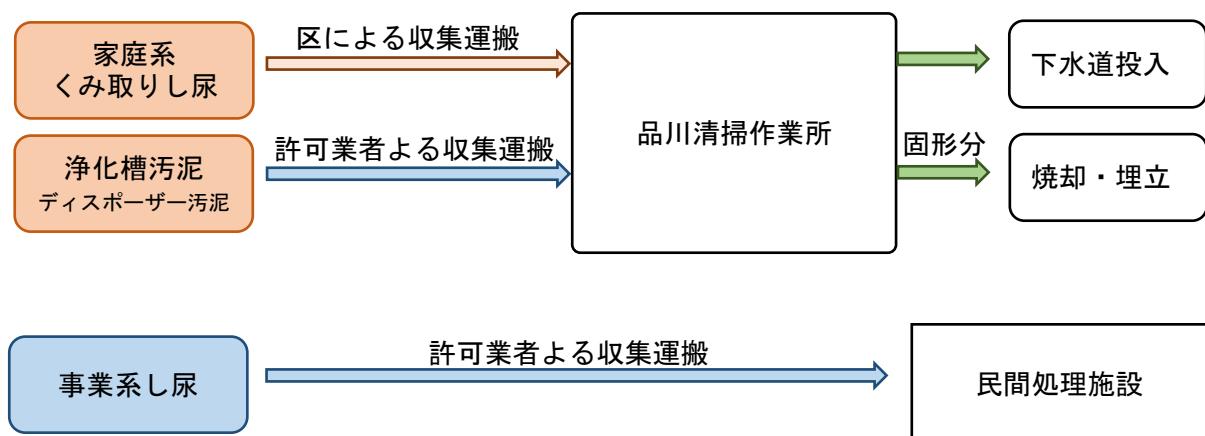


図 4-1 し尿処理フロー

【品川清掃作業所】



一般家庭のくみ取りし尿や浄化槽汚でい等は、品川清掃作業所において、固液分離、脱水等を行い、排水は、水質を下水道排出基準以下まで希釈して下水道に投入しています。また、取り除いた固体物は、清掃工場へ運搬し焼却処理しています。

所在地：品川区八潮1-4-11

処理能力：100 t/日

（出典：東京二十三区清掃一部事務組合 HP）

(2) 事業系し尿

事業活動に伴って排出される「し尿混じりのビルピット汚泥」および「仮設便所のし尿」については、事業者の自己処理責任に基づき事業者が一般廃棄物処理業者に委託して収集・運搬し、民間処理施設で処理しています。

(3) 凈化槽汚泥

浄化槽の維持管理により発生した汚泥は、浄化槽管理者が一般廃棄物処理業者に委託して収集・運搬し、品川清掃作業所で処理をしています。ディスポーザーから出る汚泥は、浄化槽汚泥に準じて処理しています。

4.2 基本計画

(1) 下水道接続の促進

- 下水道未接のくみ取り便所および浄化槽については、東京都と連携し、下水道への接続を促進します。

(2) し尿等の適正処理

- 家庭系し尿は、区が収集し、品川清掃作業所で処理します。処理によって生じた残さ物は焼却して埋め立てます。
- 事業系し尿は、事業者の処理責任により、事業者が一般廃棄物処理業者に委託して収集し、民間処理施設で処理します。
- 浄化槽汚泥等は、浄化槽管理者が一般廃棄物処理業者に委託して収集し、品川清掃作業所で処理します。

(3) 浄化槽の適正管理

- 浄化槽の中から汚泥等を引き抜いて、槽の中の洗浄、掃除を行う浄化槽清掃業者の許可制度を実施しています。
- 浄化槽の機能を維持するための、定期的な保守点検、清掃および定期検査が確実に行われるよう、浄化槽管理者、浄化槽清掃業者に対して指導します。

第5章 その他

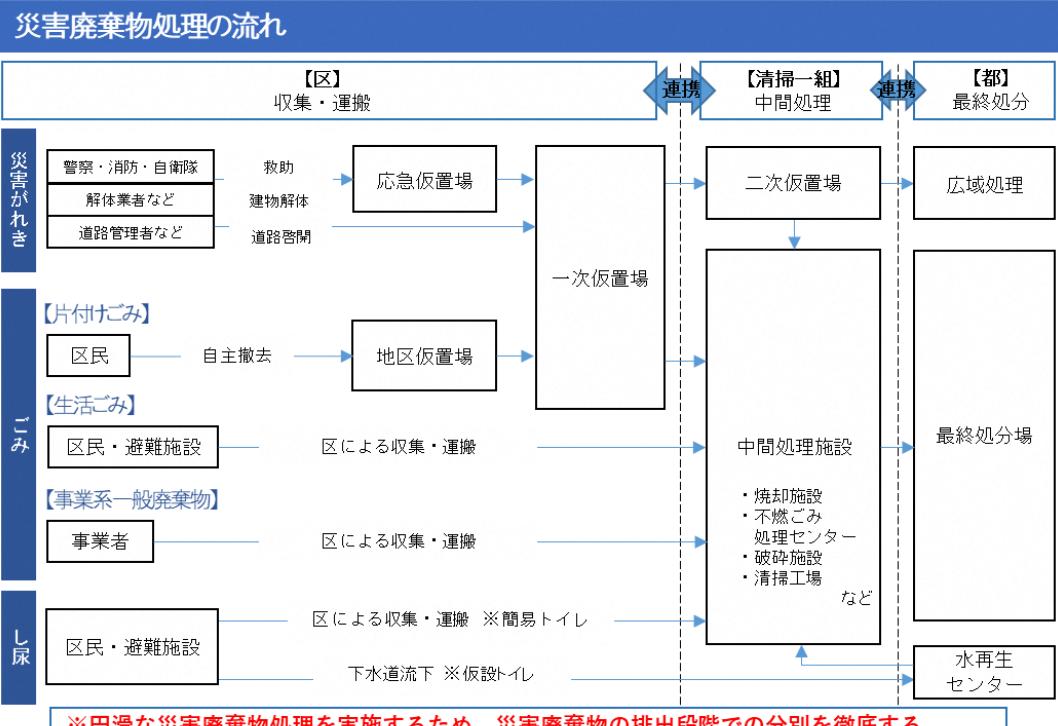
5.1 災害廃棄物処理

地震災害と風水害における廃棄物処理の基本的な考え方、処理体制、処理方法等を定めた品川区災害廃棄物処理計画を令和4（2022）年4月に策定しました。

災害時には災害がれきや片付けごみについても一般廃棄物として収集運搬されます。平時の生活ごみについては、発災後72時間以降に順次各戸収集を再開する予定です。また、資源に関しては最大で1ヶ月、収集を中止します。

実際の収集方法は、災害の程度によって異なりますが、毎年実施している区内一斉防災訓練や災害時の現場シミュレーションによって、柔軟に対応できるよう準備しています。区民の皆様へは、区ホームページ、広報車、防災無線、チラシ、町会・自治会への周知、避難所での周知等でお知らせする予定です。

災害時の対象となる廃棄物、基本的なごみ処理フローは下記の通りとなります。



（出典：品川区災害廃棄物処理計画 概要版）

資料編

資料1 用語集

[A~Z]

OSDGs (Sustainable Development Goals)：持続可能な開発目標

平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標であり、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和など、持続可能な開発のための、17のゴールと169のターゲットが掲げられています。

[あ 行]

○一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ・し尿」は、一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ・し尿」と商店、オフィス、レストラン等の事業活動に伴って生じた「事業系ごみ・し尿」に分類されます。

○一般廃棄物処理実施計画

区市町村に策定が義務付けられている「一般廃棄物処理計画」のうち、一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定める計画のことです。

○あわせ産廃

小規模事業者の排出する産業廃棄物のうち、一般廃棄物の処理または処理施設の機能に支障が生じない範囲で、区長が一般廃棄物とあわせて処理することが必要と認めたもので、紙くず、木くず、ガラスくずなど5種類を指定しています。

[か 行]

○拡大生産者責任（EPR：Extended Producer Responsibility）

生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について、生産者が物理的・財政的に一定の責任を負うという考え方のことです。具体的には、廃棄物等の発生抑制や循環資源の循環的な利用および適正処分に資するように、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄された後に生産者が引取りやリサイクルを実施すること等が挙げられます。

○紙ごみ

一般的には紙製のごみのことです。新聞・雑誌・段ボール・紙パック・雑がみが主な品目ですが、品川区では、これらの品目が汚れていなければ再利用が可能なため、「ごみ」ではなく「資源」として回収しています。したがって、汚れていれば再利用には向かないため「燃やすごみ」に分類され、さらに、防水加工がされている紙コップや紙皿、洗剤や線香の箱等の匂い付きの紙も「汚れている」と同様に燃やすごみとなります。

雑がみとは、新聞・雑誌・段ボール・紙パック以外で、再生紙の原料となる紙のことです。例えば、お菓子やティッシュの空き箱、パンフレット、チラシ、カレンダー、包装紙、コピー用紙等があります。

○個別リサイクル法

容器包装や家電等を対象とした次の6つの法律の総称で、各品目に対応した再資源化の促進等に関して定めています。

- ① 容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）をいう。）
- ② 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）をいう。）
- ③ 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）をいう。）
- ④ 食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）をいう。）
- ⑤ 自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）をいう。）
- ⑥ 小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）をいう。）

○ごみの組成

ごみの中に含まれる物質の種類別重量内訳のことです。ごみがどういったもので構成されるかを知るための参考となります。分析時に乾燥した状態（乾ベース）で重量を測定する方法と湿潤状態（湿ベース）で重量を測定する方法があります。

[さ 行]

○災害廃棄物

地震、津波、洪水等の災害に伴って発生する廃棄物のことです。倒壊・破損した建物などがれき、木くず、コンクリート塊、金属くず等のことをいいます。

○最終処分

焼却処理等の中間処理後の残さが周辺環境に影響を及ぼさないよう、最終処分場に埋立処分を行うことです。

○産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で規定された汚泥、廃油、廃プラスチック等の20種類の廃棄物のことです。

○資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号））

循環型社会を形成していくために必要な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを総合的に推進することを目的として平成12（2000）年6月に制定された法律です。

○収集運搬許可業者

「廃棄物処理法」に基づき、区長の許可を受けて一般廃棄物の収集運搬を業として行う者のことです。

○循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念のことです。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品などが廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用で

きないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

○循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために国が定めた計画のことです。平成 30 (2018) 年 6 月 19 日に第4次の計画が閣議決定され、新たな計画では、環境的側面、経済的側面および社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けておおむね令和 7 (2025) 年までに国が講すべき施策を示しています。

○循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として、①廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、②個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備とともに循環型社会の形成に向け実行ある取り組みの推進を図るものとして、平成 12 (2000) 年 6 月に制定された法律です。

○焼却灰

ごみを焼却した際に、燃え殻として残り、焼却炉から排出されたもののことです。

[た 行]

○中間処理

収集したごみが最終処分場に埋め立てられるまでの間に行われる処理のことです。具体的には廃棄物を焼却・減量（減容）化したり、再資源化できるものについて選別することをいいます。

○低炭素社会

二酸化炭素の排出を削減し、地球温暖化の防止を目的とした社会像のことをいいます。

[な 行]

○生ごみ処理機

生ごみを温風乾燥や微生物分解などで減量・消滅させる機器で、堆肥化できるものもあります。区では、家庭用生ごみ処理機購入の助成を行っています。

[は 行]

○廃棄物処理法

正式名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、廃棄物の排出抑制および適正な処理の実施により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律です。廃棄物の定義や国民、事業者および地方公共団体の責務、一般廃棄物の処理、産業廃棄物の処理等について定められています。

○フードドライブ

家庭で余っている食品を持ち寄り、フードバンクや福祉施設などに寄付することで、食べ物を必要としている人に届ける活動をいいます。

○フードバンク

包装や農産物の痛みなどで、品質に問題がないにもかかわらず市場で流通できなくなった食品や農産物を、企業・個人から寄附を受け、福祉施設などに提供する活動およびその活動を行う団体のことです。

○分別収集計画

容器包装廃棄物の排出量の見込みや種類、施設の整備に関する事項など、容器包装廃棄物の分別収集に関する基本的事項を定めた計画のことです。容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）第8条において、容器包装廃棄物の分別収集を行う区市町村は、3年ごとに、5年を1期として定めることとされています。

[ら 行]

○リサイクル（再生利用）

ごみを資源として再利用することです。再資源化ともいいます。

○リデュース（排出抑制）

ごみをなるべく出さないようにすることです。リサイクルより優先して実施することとされている取り組みです。

○リフューズ（発生抑制）

ごみになるものを受け取らないことです。具体的な取り組みには、スーパーのレジ袋や包装紙、割り箸等を購入時に断ることや本当に必要な物以外を衝動買いしないことなどがあります。

○リユース（再使用）

一旦使用された製品や容器等を繰り返し使うことです。

資料2 組成調査結果

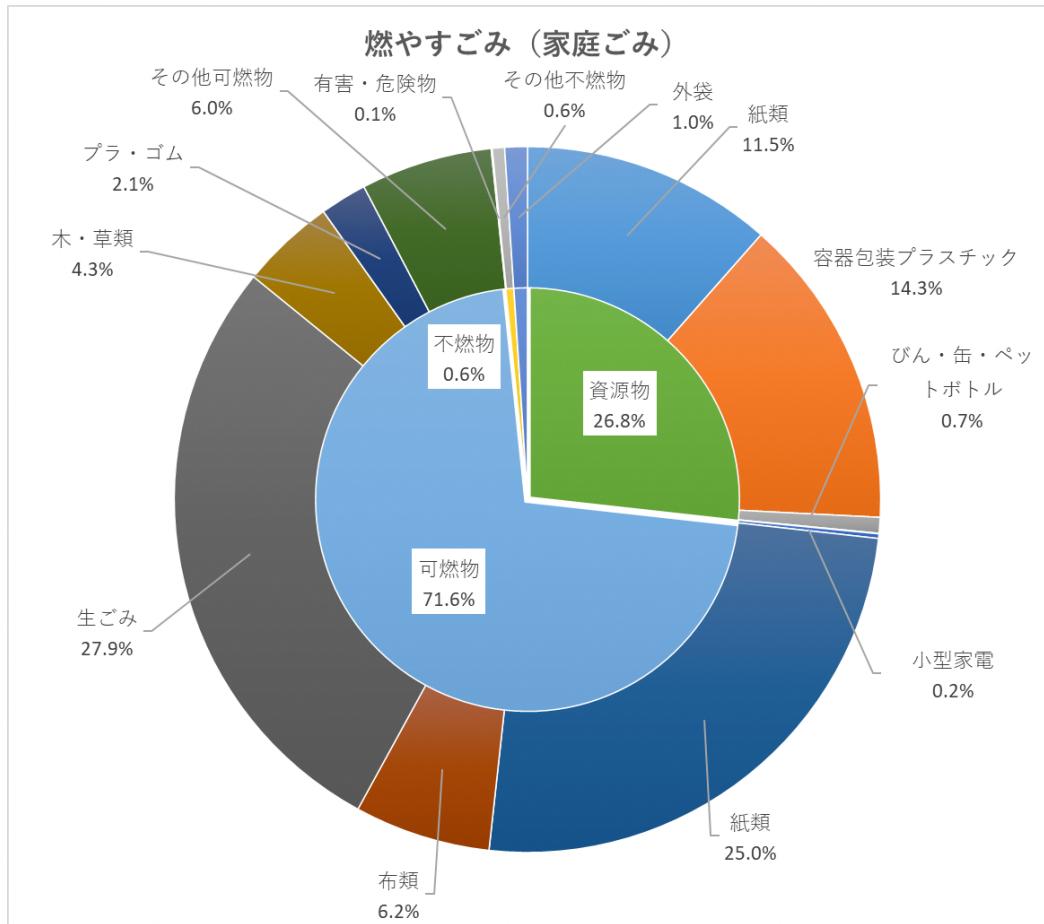
燃やすごみの組成（家庭ごみ）

- 組成割合

燃やすごみの組成は、可燃物が 71.6%、資源物が 26.8%、不燃物が 0.6 %、外袋が 1.0 %でした。可燃物の内訳は生ごみが 27.9%、紙類が 25.0 %、布類が 6.2 %、その他可燃物が 6.0 %などでした。

- 分別不適物

燃やすごみの中に資源物が、26.8%、不燃物が 0.6 %、合わせて 27.4 %の分別不適物が混入していました。資源物の内訳は、容器包装プラスチックが 14.3 %、紙類が 11.5%、びん・缶ペットボトルが 0.7 %、小型家電が 0.2 %である。不燃物の内訳は、その他が 0.6 %、有害・危険物が 0.1%でした。



(出典：令和4年度品川区一般廃棄物排出実態調査報告書)

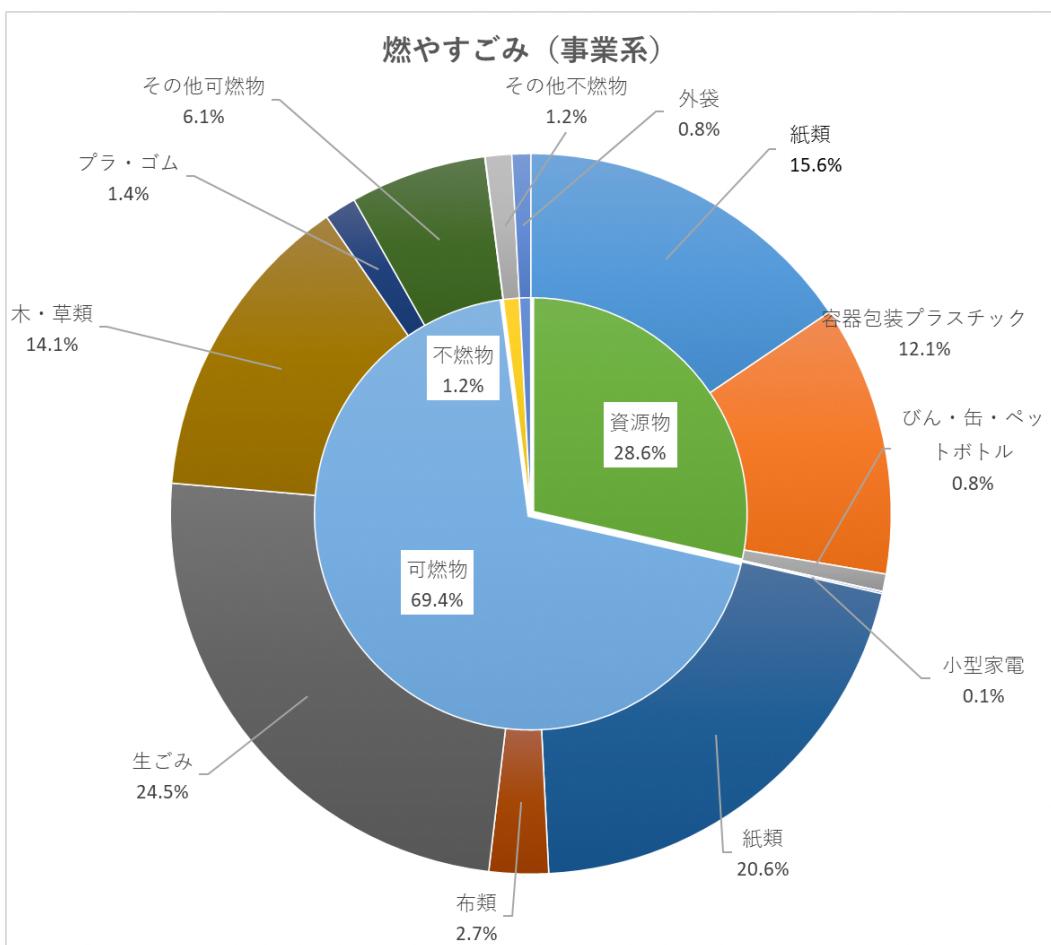
燃やすごみの組成（事業系ごみ）

・組成割合

燃やすごみの組成は、可燃物が69.4%、資源物が28.6%、不燃物が1.2%、外袋が0.8%でした。可燃物の内訳は、生ごみが24.5%、紙類が20.6%、木・草類が14.1%、その他可燃物が6.1%などでした。

・分別不適物

燃やすごみの中に資源物が、28.6%、不燃物が1.2%、合わせて29.8%の分別不適物が混入していました。資源物の内訳は、紙類が15.6%、容器包装プラスチックが12.1%、びん・缶・ペットボトルが0.8%、小型家電が0.1%でした。また、その他不燃物が1.2%でした。



(出典：令和4年度品川区一般廃棄物排出実態調査報告書)

品川区一般廃棄物処理基本計画（第四次）

令和5年3月発行

編集・発行 品川区清掃事務所

〒141-0032 品川区大崎 1-14-1

電話 03-3490-7705